

令和7年度第1回浦安市自立支援協議会 議事要旨

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和7年7月14日(月) 15:00~17:00

2. 開催場所 東野パティオ2F 第1・2会議室(オンラインと併用)

3. 出席団体名

淑徳大学(会長)、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、和洋女子大学、浦安市視覚障害者の会ト
パズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人佑啓会、社会福祉法人千楽、
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、社会福祉法人なゆた、順天堂大学医学部附属浦安病院、
株式会社舞浜コーポレーション、浦安市社会福祉協議会、中核地域生活支援センターくらっち、市川保健所
(市川健康福祉センター)、福祉部、こども発達センター、教育センター

4. 議題

- (1) 令和7年度自立支援協議会について
- (2) 令和6年度基幹相談支援センター事業報告について
- (3) 令和6年度日中サービス支援型グループホームの報告について
- (4) 令和6年度地域生活支援拠点事業実績について
- (5) 令和6年度権利擁護に係る報告について
- (6) 移動支援事業及び日中一時支援事業に係るアンケート結果について

5. 資料

議題1	令和7年度自立支援協議会について
議題2	令和6年度基幹相談支援センター事業報告について
議題3	令和6年度日中サービス支援型グループホームの報告について
議題4資料1	令和6年度地域生活支援拠点事業実績について
議題4資料2	令和6年度地域生活支援拠点事業実績について
議題5	令和6年度権利擁護に係る報告

議題6_資料1	移動支援事業アンケート結果
議題6_資料2	日中一時支援事業アンケート結果
当日資料1	令和6年度部会提言書

6. 議事

(1) 令和7年度自立支援協議会について

事務局から説明を行った。要旨は次のとおり。委員からの意見なし。

- 自立支援協議会の法的根拠並びに本市における組織体系について
- 令和7年度自立支援協議会本会スケジュール等について
- 令和7年度自立支援協議会テーマ別部会のテーマについて
- 令和6年度テーマ別部会提言書（都市型GHの在り方検討）に対する事務局回答

①生活保護を受給している障がいのある人がグループホームを利用しやすくなるように、「生活保護の住宅扶助基準額」と「補足給付額」の適応関係の整理。

⇒（事務局）社会福祉課と協議の結果、障がいのある当事者の方の自立にむけて、グループホーム利用が必要であり、その方に適したグループホームが住宅扶助費46,000円範囲内で見つけることができない場合は、補足給付を収入認定したうえで、個別的な検討、判断のもと、住宅扶助費上限額の1.3倍の特別基準を認める。

②当事者ニーズ、グループホーム整備に関する課題、強味（補助制度や地元でグループホームを運営している事業者たちのやる気）を活かすためにも浦安市として、グループホーム整備計画と方針を決める。

③市有地、市の建物のグループホーム運営への活用。

④不動産関連団体やオーナーとの定期的なグループホーム運営に協力を求める定期会合を官民で進める。

⑤補助金を更に有効活用するため、空床に対する補助金制度、開設補助金等、補助金制度全体についての見直し。

⇒（事務局）令和7年度は、次期浦安市障がい者福祉計画策定にむけて課題の精査や評価などを行う準備の年であることから、提言②から⑤を参考にしたい。

(2) 令和6年度基幹相談支援センター事業報告について

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともから説明を行った。要旨は次のとおり。委員からの意見なし。

- 基幹相談支援センターにおける相談支援事業の実績報告
- 住居入居等支援事業（居住サポート事業）の実績報告
- 地域の相談支援体制の強化と取組みの実績報告

(3) 令和6年度日中サービス支援型グループホームの報告について

社会福祉法人佑啓会から説明を行った。要旨は次のとおり。

- 事業所概要並びに利用者状況

- 地域生活の支援状況について
- 短期入所の併設について
- 他事業所との連携状況について

各委員からの意見は次のとおり。

中核地域生活支援センターくらっち：ちょっと素朴な質問をさせていただきたいのですが、資料6番の地域に開かれた運営について、「立地の特性上、近隣住民との直接的交流はないものの・・・」とありますが、立地の特性というのはどういったことを意味してらっしゃると思いますでしょうか。

社会福祉法人佑啓会：立地の特性といいますが、ご覧のとおり、その建物（東野地区複合福祉施設）なので隣接する住民っていうのは、ほぼほぼいないというような状態でございます。隣接しているのがマンションということで、その地域住民にしても、マンション内でも交流とかがなかなかないというお話を伺っていることから、具体的に地域の方との交流が駄目という話になることが多いです。

今年度からグループホームや入所施設では、地域連携推進会議とあって、先ほど会長からも説明があったような地域住民との交流というものを求められており、今年度はそういったことも視野に入れながら、地域というものを改めて見つめ直す機会になるかなというように思っております。

中核地域生活支援センターくらっち：ありがとうございました。

浦安市社会福祉協議会：当会が法人で貢献させていただいている方もお世話になりまして、あの時本当に行く場所がなくて、いろいろなグループホームさん、計画相談の方で探していただいたというような状況を報告を聞いて思い出します。

質問なのですが、7番の「要請が重なった場合」の緊急のところ、定員外で受け入れるということで、稼働率70%だとすると、年間で大体どれぐらいその定員外でも受けられたかっていうようなことを教えていただきたいです。

社会福祉法人佑啓会：ご質問ありがとうございます。定員外での受け入れについて、ちゃんと調べてくればよかったですけれども。そんなに毎日定員6人になっているということではなくて、空いているときは空いています、やはり何故か重なる時は重なるというか。年々増えてはいます。具体的な数字はすぐにはでないのですが、定員外で受け入れることはしばしばあるという感覚で、増えているような状況でございます。

浦安市社会福祉協議会：引き続き質問よろしいですか。部屋の居室も空きがあるときに限り、定員外での運用があるということですか。

社会福祉法人佑啓会：はい。からくりを申し上げますと、先ほど別で説明させていただいた、グループホームの体験利用枠が2室ありますので、これの稼働率が上がってはいるけれども常時いるわけではないので、その空き室を利用しております。結局空いている部屋はグループホーム以外だと実入居者以外で7部屋空いているので、短期入所を超えた部分をどう活用していこうかということで、その辺をうまくやっている場合もありますし、場合によっては、夜勤職員の部屋と一緒に寝るしかないかなという日もあったりします。

浦安市社会福祉協議会：ありがとうございました。

(4) 令和6年度地域生活支援拠点事業実績について

事務局・社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも・社会福祉法人佑啓会から説明を行った。

要旨は次のとおり。

- 地域生活支援拠点の概要
- 拠点会議の実績報告
- 緊急対応の実績報告

各委員からの意見は次のとおり。

会長：地域生活支援拠点の全体像につきましては事務局の方から、そして拠点会議困難ケースについて、非常に難しい対応3ケースということでしていただきましたけれども、こちらは社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともの方から、そして緊急対応、先ほどのショートステイのところとも関連して参りますけれども、緊急駆け付けあるいは緊急受け入れということでやっております。特に最後の未登録ということについては、新たな地域のニーズが発見される場にもなっているのだなということも感じさせられるところでした。皆様からご質問ご意見ございましたら承りたいと思います。いかがでございましょうか。

社会福祉法人千楽：緊急対応について会長からも今ありました未登録の方ですけれども、短期入所の支給決定がなく登録がなかったのか、そもそも福祉サービスに繋がっていない方なのか、その辺りの内訳などをお聞かせください。

社会福祉法人佑啓会：ご質問ありがとうございます。様々なのですけれども、やはり障がい福祉サービスは今まで昼間も利用しています。例えば就労系の方で、区分認定を受けていないから、短期（の支給決定を）もっていませんよという方もいらっしゃいますし、緊急で行政や基幹相談支援センター等様々なところから、まず一報で受け入れられますかときたときに、「何かサービスを利用していますか」と聞くと、「それもよくわからない」みたいなケースもあります。ただ障がいはあり、手帳を持っているらしいぐ

らのレベルで、とりあえず来てくださいと申し上げました。話を進めていくうちに、さかのぼっていくとどうやら基幹相談支援センターで数年前に1回関わってもそれ以降、全くサービスを利用してないという方もいたりして、そこで改めて構築していこうというところで。そこで福祉の入口に立つみたいなケースの方もいらっしゃるかなと肌感で思います。

社会福祉法人千楽：ありがとうございます。

中核地域生活支援センターくらっち：我々の活動の中で、感じていることをちょっと述べさせていただきたいと思います。我々中核地域生活支援センターは、障がいのある方もない方もご相談を受けて対応していく窓口なのですが、ただ実際はその多くは障がいのある方がいらっしゃる。障がい福祉サービスに繋がっていない障がいのある方って非常に多いというのをとても感じておまして、浦安ではないのですが、浦安でも、他の地域でたまたま障がい者雇用でずっと働いていらして、親御さんと2人暮らしだったけれども、親御さんが病気で倒れて要介護状態になってしまって、一人暮らしになって、勤務生活が乱れてちょっと就業の継続が困難になってしまったという方がいらっしゃいました。割とその親御さんが一生懸命ケアできているうちはいいのですが、そうじゃなくなる未来が近い将来、来る世帯ってたくさん福祉サービスを今利用されてない方で相談員がついてない方にもおそらくいらっしゃるのだろうなとすごく思いますので、この潜在的に必要としている方へのアプローチっていうところが説明、（資料内）その下に書いてありますので、こちらをぜひ力を入れてやっていった方がいいのかなというように思っています。意見です。

社会福祉法人佑啓会：ちょっと補足を。さっきの説明でちょっと足りてないところがあったのですが、例えば、緊急で来た方でちょっとやっぱ出口がなかなか見えそうもない。長期化しそうという時に、その方の今後を考えた上で、こういう運用があるかということで、グループホームの体験利用に途中から切り替えるみたいな形にして、そのことによって、また緊急で来る方の枠が1つ空くということと、体験利用が活性化されるということで、昨年度の体験利用の数字が伸びているということもあるかなと思いましたが、補足をさせていただきました。

会長：社会福祉法人千楽、また中核地域生活支援センターくらっちからのご質問あるいはご意見を承りました。本当に今のお話の中にもございましたけれども、地域生活支援拠点はもう本当に地域の安心安全の拠点でございますので、とりわけ社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、そして社会福祉法人佑啓会からご報告いただきました拠点会議、それから緊急対応。これが特に市の、浦安の取り組むべき課題が、多分最先端で見える場所になってきているのかなと思っております。ぜひともこのあたりのケース、今日はとりわけ拠点会議のケースも、それから緊急対応のケースもプライバシーの関係ございますので、なかなか細かなところまでは出ておりませんでしたけれども、そこから導き出せた課題を次にどうしていくのか。このことは社会福祉法人佑啓会が最後におっしゃっていただいた、緊急で受け入れましたその先どうしま

すかっていうことで、非常に工夫してくださって、グループホームの体験利用等に結びつけたりとかということでもありますけれども、本当に緊急の場所があった。今まで、1人くらいおぼつかないところが多かったわけで、それができたということは1つの安心を得ました。でも今度はその先どうしていくのかという、繋ぎの部分ですね。緊急なところから今度は平常の生活といたしましょうか、そこに戻していくというようなどころでの接続とかも含めて、課題はいろいろあるのかもしれないなというふうに思いましたが、大変素晴らしいご活躍をいただいて、活動いただいていることがわかりました。

(5) 令和6年度権利擁護に係る報告について

事務局から説明を行った。要旨は次のとおり。

- 養護者による障がい者虐待の内容、対応状況について
- 虐待者並びに被虐待障がい者の状況
- 各虐待ケースにおける対応状況
- 虐待の要因

各委員からの意見は次のとおり。

浦安市社会福祉協議会：虐待ありの方が令和6年度は4人いらっしゃった。平成28年度からずっと数字を出していただいている、この前に（浦安市社会福祉協議会で）虐待認定された場合を今ちょっとしていて、また同じ虐待が繰り返されてしまっているみたいな、数字的なものがもしわかれば教えていただきたいです。同じケースがこの中に入っているというケースはこのなかにありますか。

事務局：今回に関しては同じケースはない状況でして、他の方で何度も同じ被虐待者の方が虐待を受けているという数値に関しては、今回は出せない状況です。

社会福祉協議会：ありがとうございます。見守りをしているという対応があって、そのモニタリングがなかなか難しいなというところで、どれぐらい見守りすれば大丈夫なのかっていうところで難しいなと思ったので、質問させていただきました。

会長：ありがとうございます。他に皆様からはいかがでございましょうか。特によろしいようであれば、ご報告を承ったということで、進めていきたいというふうに思います。なお、市町村単位で虐待統計出してくださいのところ、極めて少ないのですね。浦安市さんすごくありがたいです。やっぱり数字がわからないと、それぞれの地域の権利擁護の状況ってわかんない部分がありますので、ただこれはもしかすると取扱注意の数字になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(6) 移動支援事業及び日中一時支援事業に係るアンケート結果について

事務局から説明を行った。要旨は次のとおり。

- 移動支援事業利用者・事業者アンケート実績報告（一部抜粋）
- 日中一時支援事業利用者・事業者アンケート実績報告（一部抜粋）
- 日中一時支援事業、移動支援事業の改正の方向性について

①移動支援事業の改正については、本アンケートの結果を踏まえて、利用時間の引き上げをただけで、医療的ケアが必要な方がサービス利用をしやすくなる環境を整備することが難しいというふうに考えている。

②日中一時支援事業については、アンケート結果や利用状況の検証した結果、中長期的な事業の意識等質の担保とのバランスなどについて、まだ精査が必要ではないかというふうに考えている。

以上のことから、3月の自立支援協議会では令和8年4月で改正を行いたいという予定を申し上げたが、改正案の内容と時期については、まだその段階ではないと判断し、改正時期を見直す。今後、障がい者福祉計画との整合性を持ちながら、丁寧な議論と説明を行った上で、規則改正を行うこととしたい

各委員からの意見は次のとおり。

浦安市社会福祉協議会：移動支援事業のアンケートの3ページ目の利用頻度で、中学生から18歳が5名の方に回答いただいているそのうちの1名の方が毎日利用されていて、4ページの方の利用目的って当てはめると、多分その他に入るのかなと思っていたのですが。学校に通わずに利用されているのか、中学生か高校生の方が毎日利用されているのかなというところで、利用したいけど利用できなかったというのと利用できるという数の中、利用したいサービスを受けられている方が1名いらっしゃいます。多分この方は、毎日受けられて、他の方は受けられなかったよと答えられたのかなと思ったんですけど、この1名の方、どんなサービスが必要で毎日使われているかっていうのが、もしわかったら教えていただきたいです。

事務局：通園通学を使う場合は、お父様お母様の身体状況等の診断書と就労証明書っていうものを出していただければ、通園通学は使えると市としてはなっております。

社会福祉協議会：通園通学でつかっているということですか。

事務局：そうですね。通園通学で毎日使っている児童はいますね。

社会福祉協議会：この1名の方が何を使っているかはわかりませんか。

事務局：はい。

社会福祉協議会：ありがとうございます。通園通学でも使えるということはわかりました。

社会福祉法人千楽：意見といたしますか、先ほどの事務局からのお話を伺っていて、なるほどなと思ったところではあります。特に日中一時支援の長時間利用の方のご家族像として、やはりご家族が就労をされているご家族さんもいらっしゃいます。あとは重度障がい。特に強度行動障がいと言われるお子さん、ご家族さんお持ちの方のご家族は本当に疲弊されていたりですね、あとなかなか変化が弱いご利用者様については、やはり成長期において、短時間で変化をしていくことにやっぱり抵抗があったり、その中で支援の質、ケアの質ということも事務局の言葉にありましたように、ご本人に合ったコミュニケーションツールが何なのかっていうことを追求していくためのサービス支援現場でもあります。そういったことを、やはり中、長期的という言葉借りると、成長期にその方の知的障がいの方ですと、ご本人の成長のスピード感も、本人それぞれ個別で違ったりしますので、そういったことを見ながら、サービス提供もしかり、この支給決定しかり、計画の中で落とし込んでいただいて、丁寧なご説明をご家族にもしていただけるとありがたいと思います。意見でした。

会長：ありがとうございます。今の委員からのご意見受けて何か市からございますか。本人の状況ですとか家族の状況、いろいろと見ていくことも必要だということ、また家族へのご説明もということでございましたけれども、1回協議会とはいえこういった場の中で、公に話が出ておりましたので、場合によってはこういった変化があるのではないかとということで、いろいろなご不安に思われるご家庭もあるのかもしれませんが。そういったところを、もし何らかのご説明とかっていうものがあつたらいいなというふうに思っておりますが、市としてはいかがでございましょうか。

事務局：ご意見ありがとうございます。市としては全体的な数字のデータっていうのは、傾向は見るができるわけですが、今回アンケートをした結果、長時間の利用っていうのは、休日に集中しているということはわかりましたし、今の社会福祉法人千楽の長時間利用している方の家族像というのも参考にさせてもらって、この見直しの中で利用者さんの生活に影響のないような見直し、なるべく影響が少ないような見直しをどういったところができるのかっていうのは、今のご意見も参考にしながら検討して参りたいと思います。

会長：ありがとうございます。他に皆様からご意見ご質問はいかがでしょう。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：これデータはいつとったのですか。こういうものを言われても、我々はほとんど理解できないです。我々に対してデータを取った経過があるのかなど。どのようにデータをとったのか。年代とともに我々をあまり対象にしていらないのかどうかを確認したいです。

事務局：ご意見ありがとうございます。今回のアンケートのことということでよろしいでしょうか。まず、移動支援と日中一時支援事業につきましては、それぞれこれらのサービスを利用している方について、郵送を

させていただきます、アンケートを実施させていただいたということです。期間としましては、今年の5月28日から6月20日までとなっております。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：データをとったということですが、そういうの我々には来ないのですね。そのような確認。我々はものすごく苦渋しています。そういう対応をしてくれるヘルパーさんが、どういう形でおられるかを確認しながら、生きています。そういうことをするにあたって、我々に対して確認をされることはありますか。

事務局：ご意見ありがとうございます。今回は日中一時支援事業を利用している方のうち、移動支援事業を利用している方にお手紙を出させていただきましたけれども、今おっしゃられた、それに対しての視覚障がいの方へのフォローアップといえますか、そこが個別に行うべき人がいたかどうかというのを今この時点で、申し上げられないのですけれども、もしそういう方がいらっしゃって、我々の方でフォローアップのご連絡ができなかったということであれば、申し訳なかったなと思っております。今後情報の伝達の仕方というのは、今までも気をつけているつもりではありますが、今後一層気をつけて参りたいと思っております。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：その回答ではよくわかりません。

事務局：大変申し訳ございません。繰り返しになりますけれども、今回のアンケートにつきましては、広くアンケートを実施したというよりも、この両方のサービスを利用している方に送ったということでございますので、個々の例えば視覚障がいのある方のところへ何通送った方が今手元ではわからないのですけれども、今後そういったアンケートを実施する際は情報の伝え方は、注意して参りたいなと思っております。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：我々の仲間の方でその確認をされている方が1人もいません。どういうことでしょうか。

事務局：今回のアンケートのご案内をさせてもらった中で、例えばトパーズクラブの会員の方がいるかもしくはその視覚障がいの方が含まれているかっていうのは、この自立支援協議会の後に調べさせていただきました、詳細な、そもそも対象として利用している方がいらっしゃったかどうかも含めてですね、お伝えしたいと思っております。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：はい。わかりました。ありがとうございます。

会長：やはり1つ1つの事業の見直しをしていくということについては、いろんなご意見がございましょうし、ただこういったしっかりとした地域の浦安で暮らす方々の声を聞いていくというこの姿勢は本当にとっても

大事なことでございましょうし、その中で先ほど浦安市視覚障害者の会トパーズクラブがおっしゃったように、もし対象の方がもれていたのであればそこは補っていただきたいというふうに思います。ただ、本当に今回このアンケートを踏まえて、実際に市があり方をまた考え、1歩をちょっと慎重にというような形になったというのは、とても大事なことかなと思っております。先ほど社会福祉法人千楽からもございました通り、やはり個々の状況ということ。相対としての障がい者支援ではなくて、一人一人の支援が蓄積された、その全体像が浦安の障がい福祉ということでございますので、そのあたりのところ、しっかりと市でも受け取ってくださっているかなというふうに思っております。

以上が議題の内容となります。委員の皆様でお知らせ等ございますでしょうか。

浦安市聴覚障害者協会：2つお知らせがございます。1つ目は障がい福祉課と共同で、聴覚障がい者向けの防災の動画を作成いたしました。浦安市のホームページの中に、Y o u T u b e で字幕つきで動画がございますので、ぜひご覧になってください。防災関係の参考にしていただければありがたいです。2つ目が皆様もご存じだと思いますが、今年の11月に東京で開催されますデフリンピックがあります。デフリンピックとは、聞こえない方のオリンピックです。アジアで初めて、日本での開催は初めてです。今年100年という記念で、日本が受けております。皆様東京こちらで近いですからぜひ応援にいらしてください。よろしくお祈いします。詳しいことは、デフリンピックのホームページがありますので、ぜひご覧になってください。よろしくお祈いします。

7 閉会

令和7年7月14日（月）
午後3時00分～午後5時00分
東野パティオ第1・第2会議室

令和7年度第1回 浦安市自立支援協議会 次第

- 1 開会
新委員・事務局紹介
- 2 議題
 - (1) 令和7年度自立支援協議会について
 - (2) 令和6年度基幹相談支援センター事業報告について
 - (3) 令和6年度日中サービス支援型グループホームの報告について
 - (4) 令和6年度地域生活支援拠点事業実績について
 - (5) 令和6年度権利擁護に係る報告について
 - (6) 移動支援事業及び日中一時支援事業に係るアンケート結果について
- 3 閉会

令和7年度浦安市自立支援協議会について

1. 法的根拠及び目的

自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、障害者総合支援法第89条の3に規定され、市等の地方公共団体は、関係機関や団体等から構成される協議会を設置し、その中で、関係機関等の連携強化や、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うこととされています。

〔障害者総合支援法（一部抜粋）〕

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

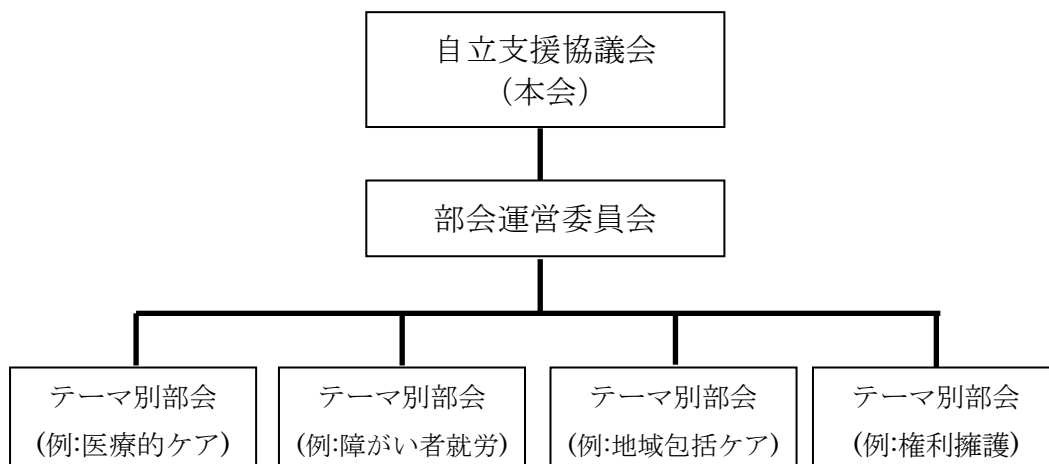
2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

2. 組織

(1) 自立支援協議会（本会）及び部会運営委員会、テーマ別部会

協議会は、協議事項を円滑に処理するため、部会運営委員会を設置し、協議を進めます。また、部会運営委員会ではテーマ別部会で協議するテーマ及び委員を選定し、主な議題の他、別途取り扱う議題を決定します。

【体系図】



名 称	目 的	主 な 議 題
自立支援協議会 (本会)	障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりに関し、関係機関による定期的な協議を行う。	地域課題の整理と対応に関する事項
		障がい者福祉計画の進捗について
		基幹相談支援センターの事業についての検証及び評価
		地域生活支援拠点の検証及び評価
		日中サービス支援型共同生活援助の検証及び評価
部会運営委員会	地域の障がい者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に関する報告を行う。	地域課題を洗い出し、テーマを選定
		テーマ別部会の委員を選出（5～15名）
テーマ別部会	部会運営委員会で選定したテーマについて諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。	テーマごとに取り扱う議題を協議の上、決定します。
		1テーマにつき概ね6回程度を予定

(2) 研修会・講演会等

地域課題に関する対応、情報共有を図るため、必要に応じて、地域課題等に関する研修会・講演会等を開催します。

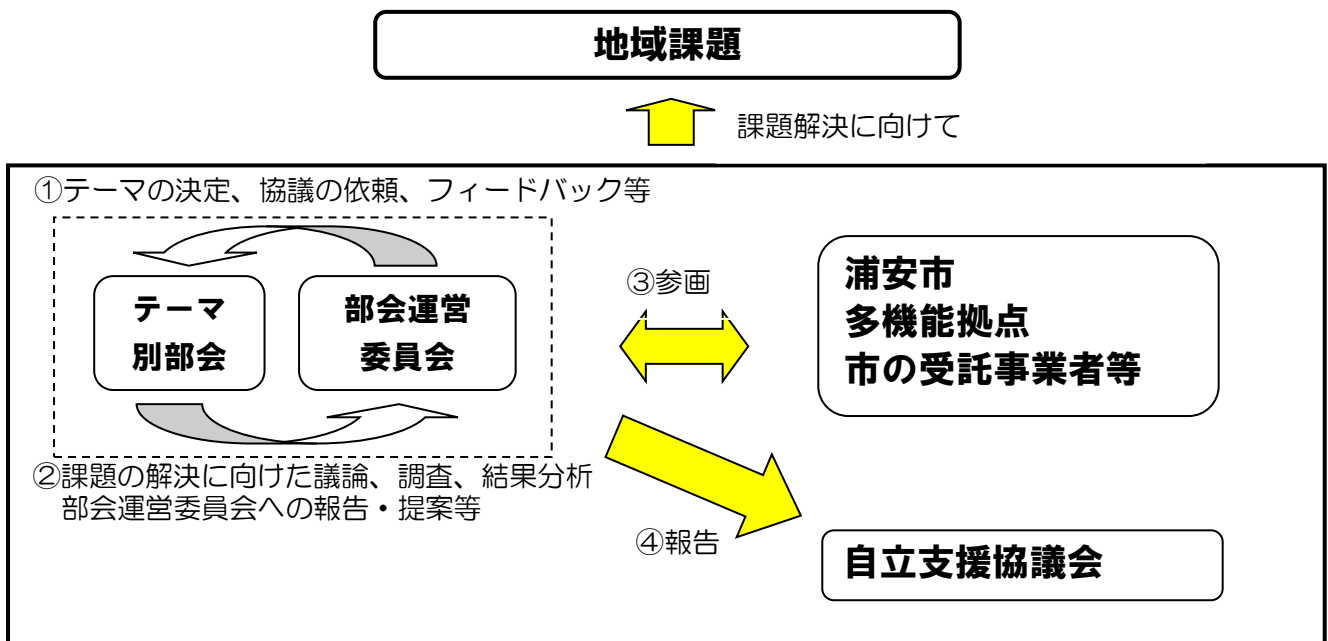
(3) 開催回数（予定）

- ①協議会：年2回（7月・3月）
- ②部会運営委員会：年2回（6月・翌2月）
- ③テーマ別部会：年6回程度（月1回 8月～翌1月を予定）

	令和7年									令和8年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①自立支援協議会												
②部会運営委員会												
③テーマ別部会												

3. 部会運営委員会と各テーマ別部会の連携体制について

- ① 部会運営委員会は、会議毎に「各テーマ別部会等に意見収集すべき事項」を確認し、各テーマ別部会等へ協議の依頼等を行います。
また、各テーマ別部会から収集した意見について議論を行った上で、フィードバックを行います。
- ② 各テーマ別部会は、部会運営委員会の依頼を受けて議論を行う他、各テーマ別部会における「主な課題」の解決に向けた議論、調査、結果分析、報告・提案等を行います。
また、必要に応じて、独自にアンケート調査や団体ヒアリング等も実施し、根拠を持った報告ができることを目指します。
なお、会議開催毎に「部会運営委員会へ報告・提案すべき事項」を確認し、部会運営委員会へ報告・提案等を行います。
- ③ 多機能拠点運営事業者、市の受託事業者等は、必要に応じて各テーマ別部会に参画し、市の地域課題を把握するとともに、各事業における工夫や改善を図ります。
- ④ 第2回自立支援協議会で、テーマ別部会での協議事項の報告を部会運営委員会より受けるとともに、協議会における論点整理を行います。



4. 任期

委員の任期は3年間（令和9年3月31日まで）とします。

5. 報償

協議会：1回あたり 会長 9,500円 委員 9,000円

※ただし、次に相当する場合は、報償の支払いの対象となりません。

- ・ 指定管理者、委託事業者に所属する委員
- ・ 介助者及び意見聴取のために参加する方
- ・ 県職員並びに市役所職員等行政職員

6. 代理出席

協議会：代理人の出席はできません。

7. 会議と議事要旨の公開

- ・ 協議会

協議会の会議と議事要旨は、原則公開とします。ただし、個人情報等に関する事項を審議する場合及び審議に際し個人情報等に触れる可能性がある場合は、会議の全部又は一部を公開しないこととします。

※議事要旨には、委員名を記載せず「法人名又は団体名」のみ表記します。

8. 事務局

浦安市福祉部障がい事業課

令和6年度 基幹相談支援センター運営事業 事業報告

1. 業務時間と職員体制

職員体制	窓口開設時間	相談対応時間	窓口開設時間外は
常勤 4名 非常勤 常勤換算 1名以上	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00	24時間 365日	緊急携帯電話にて 対応

2. 相談支援事業(個別の相談対応)

	実施内容(令和6年4月～令和7年3月)
実人数	333人(男性162人、女性163人、不明8人) 実人数内、基幹自らが主担当となって継続的に対応している方は25.8%。それ以外の方は、短期間で対応を終了、または初動を行ったのち、委託相談支援事業所や計画相談支援事業所に引継ぎを行った事例となっている。 〔年齢内訳〕 障がい児 1% 障がい者 99% 10歳未満 2% 10代 10%、20代 18%、30代 17%、40代 12% 50代 12%、60代 9%、70代 1%、80代 1% 不明 18%
延べ人数	8,890人
相談件数	13,221件
障がい種別割合(実人数)	身体 7% 知的 11% 精神 29% 身・知 4% 身・精 1% 知・精 2% 発達 18% 高次脳 2% 難病 6% 重心 1% その他 19% 〔特徴〕 昨年同様、相談対応実人数は精神障がいのある方への支援が一番多くなっている。
障がい種別割合(延べ対応人数)	身体 2.3% 知的 23.2% 精神 19.9% 身・知 8.7% 身・精 0.7% 知・精 10.3% 発達 9.6% 高次脳 3.6% 難病 13.1% 重心 3.9% その他 4.7% 〔特徴〕 身体障がいのある方への支援が前年度比6倍の稼働となり、委託相談支援事業者と連携しながら対応した。 〔相談内容〕 <ul style="list-style-type: none">・ 病気の後遺症で身体的な障がいを負った方からの障害福祉サービス利用や年金についての問い合わせ・ 他市から浦安市へ転入するに際しの計画相談支援等のつなぎ支援の要請・ 浦安市に旅行で訪れた際の、宿泊先での障害福祉サービス利用についての相談・ 大学内での障害福祉サービス利用についての相談・ 初めて障害福祉サービスの利用を検討している当事者の方からの相談など

相談形態	訪問 270件 来所 169件 同行 40件 電話 1,984件 メール 405件 関係機関との連携 5,618件 関係者会議 138件 オンライン相談 8件 その他 261件
対応時間	窓口開設時間内 8,435件 窓口開設時間外対応 455件（全体の5.1%） 〔特徴〕 窓口開設時間外対応の割合は減少傾向にある。 計画相談支援事業所、委託相談支援事業所、地域生活支援拠点など 相談体制が機能していることが一つの要因として考えられる。 〔対応した内容〕 ・ 家族関係のトラブル対応のため警察、地域生活支援拠点運営事業者 等と協力して対応 ・ 保護者の就労状況に合わせて、日曜日や祝日等に訪問、面接等 を実施 ・ 保護者の急な体調不良によって介護者不在となった方への初動 ・ 自立生活を送っている知的障がい等がある方の急な体調不良時の 医療につなげるための初動、コーディネート業務など

2-1 地域の相談支援事業所への後方支援（困難ケース・ピアスーパービジョン）

	実施内容（令和6年4月～令和7年3月）
実人数	32人（男性 21人、女性 11人） 〔実施内容〕 ・ 地域の社会資源活用についての相談 ・ 医療的ケアが必要な児者の障害児利用支援計画、サービス等 利用計画の作成についての助言、協働、面接同席 ・ 退院支援として福祉用具活用、住環境整備のアセスメント 同行、サービス等利用計画作成の助言 ・ 困難事例における障がいのある当事者や保護者との関わり方、 支援を展開していく上での着眼点等の提言 ・ 障がいのある当事者への心理的サポートを目的とした 面談の実施及び担当相談支援専門員への本人の心理社会面を 踏まえた支援についての助言、提言
延べ人数	1,072人
相談件数	1,169件

※個別の相談対応、後方支援を実施するために、センター内での支援方針を決定するための事例検討やミーティングを47回実施。

2-2 住居入居等支援事業（居住サポート事業）

実施内容	対象者	
24時間支援 緊急対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整	36名	年間通じた個別 ケースにて支援

居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整、利用者の生活課題に応じ関係機関から必要な支援を受けられるよう調整		
---	--	--

※単身生活、又は要援護世帯への地域生活継続のための他機関連携及び緊急時の支援、物件探し支援（不動産屋への問い合わせ、同行、内覧同行、家計シュミレーションなどを実施）、県営住宅、市営住宅などへの入居申し込みの手続き支援などを実施。

3 地域の相談支援体制の強化と取組み

①地域の相談支援事業者の人材育成の支援

実施内容	講師	対象者	実施月、回数	参加人数
グループスーパービジョン ※1	武蔵野大学教授 岩本 操氏	相談支援専門員 及び相談員	6, 7, 9, 10, 11, 1, 2月 に開催 合計7回	のべ127名
相談支援実務者会議 ※2	—	相談支援実務に 携わっている相 談支援専門員及 び行政職員	5月27日 9月24日 2月25日	14名 22名 19名

※1 グループスーパービジョンは計画相談支援事業所のニーズに応え参加率向上を図るためにアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて毎年、内容（構成やテーマ設定、開催日等）を変更しながら企画運営を行っている。グループスーパービジョンの場を自事業所の育成やケースワークに有効活用していただいている相談支援事業所がある一方、不参加が常態化している相談支援事業所があり、継続した課題となっている。

※2 年度当初の実務者会議では、地域課題の洗い出しを行い、自立支援協議会の取り組みにつなげていけるように構成している。

②関係機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化及び年1回以上の連携会議を実施。

実施内容	講師	対象者	実施日	参加人数
連携会議 テーマ：「支援者に問われる意思決定支援とは～本人参加の支援を目指して～」※3	淑徳大学 鈴木敏彦氏	相談支援事業者・ 民生委員・身体/知 的障害者相談員・ 各種相談機関等職 員	3月11日	30名

※3 意思決定支援を求める動向、子供の意見表明権の保障をめぐる動向、令和6年度報酬改定と意思決定支援、意思決定能力、意思決定支援における利用者-支援者関係、意思決定支援が必要な場面などについての講義、架空の事例を用いた意思決定支援についてのグループワークの構成で支援者に問われる意思決定支援についての理解を深めた。

- ③ 地域生活支援拠点の運営上の課題や仕組み、地域課題について検討し、機能強化を図る。
 令和3年度から開始した障がい種別ごとの委託相談支援事業者（4か所）との相談体制構築のための協議及び相談体制に関する課題解決のための検討。

取組み	対象者	実施回数	実施内容
地域生活支援拠点運営 会議 〔目的〕 ①拠点の機能強化 ②面積整備促進	基幹相談支援センター職員、多機能拠点運営事業者、行政職員	年7回開催	①昨年作成した「グループホーム体験利用リーフレット」の活用実態把握アンケートを実施 ②生活介護事業所、特別支援学校との意見交換会 ③個別事例の検討 医的ケアが必要なお子さんの就学の課題について、福祉の立場からの見解等について検討。 ④テーマ別部会との連動（高次脳機能障がいの方の就労支援について検討）
委託相談事業者連絡調整会議 〔目的〕 浦安市の相談体制基盤強化と課題整理	基幹相談支援センター職員、委託相談支援事業所職員、行政職員	年8回開催	①基幹相談支援センターの仕様書変更に伴い、基幹相談支援センターが求められている業務内容、相談支援体制における役割分担、課題の整理を行い、認識共有を図った。 ②事例検討の実施 例)・基幹相談から委託相談支援事業所へ対応要請を行うケース ・カスタマーハラスメント要素のあるケース対応についての検討。 ・障害福祉から介護保険への移行狭間にあるケースへの対応など ③テーマ別部会との連動（地域課題の検討）

浦安市自立支援協議会への参加、部会運営委員会、テーマ別部会の運営

内 容	参加回数
<p>[自立支援協議会] 浦安市自立支援協議会に、副会長として参加。令和5年度度基幹相談支援センターの実績について報告した。</p>	自立支援協議会 2回
<p>[部会運営委員会] 部会運営委員会の委員長として、部会運営委員会の運営（テーマ別部会で協議するテーマ及び委員の選定、会議の開催、進行管理、資料作成、議事録の作成等）を行った。</p>	部会運営委員会 2回
<p>[テーマ別部会] 各テーマ別部会の事務局予備リーダーとして、3つのテーマ別部会の運営を行い、自立支援協議会で議論の内容と結果について報告した。</p> <p>①高次脳機能障がいのある方への就労及び社会参加支援について 高次脳機能障がいのある方、及び、そのご家族に対して支援の流れがわかるリーフレットの作成。</p> <p>②都市型グループホームのあり方検討 重度の障がいのある方のグループホームの不足、東野パティオ通過型グループホームの入居者の移行先が見つからないという課題について、浦安市同様、都市部に位置する自治体の整備状況や施策を知り、改善のきっかけを得ることを目的として議論。議論の内容を提言書としてまとめ、浦安市に提出した。</p> <p>③障がいのある人と防災 浦安市障がい者福祉センター開催の福祉避難所開設訓練に合同参加。障がいのある方が自然災害時に取りこぼされないために、福祉避難所における合理的配慮や災害時の避難の流れ、災害備蓄品等について議論。議論の内容を提言書としてまとめ、浦安市に提出した。</p>	テーマ別部会 各テーマごと 6回

- ④ 専門的技術を有する者（医師、弁護士）を必要に応じて確保し、地域の相談事業の支援体制を図る

※基幹相談支援センターでは、嘱託医（精神科医）1名・弁護士1名を配置。

実施内容	講師	対象者	実施回数	
嘱託医による相談、高い専門性が求められる困難・多問題ケースについて、よりよい支援を提供するために助言・指導を受ける	精神科医 山科 満氏	相談員	3回開催	
実施内容	講師	対象者	実施日	参加人数
公開事例検討会 「利用者さんは、どんな人？ 事例を元に見立力を高めよう」	精神科医 山科 満氏	医療・教育・福祉 分野の対人援助に 関わる支援者	8月20日	33名

⑤権利擁護・虐待の防止

実施内容		対象者	年間通じた個別ケースにて支援
成年後見制度利用支援事業（相談等）の実施及び障がい者等に対する虐待を防止するための取組み／コアメンバー会議への参加		59名	
実施内容	講師	対象者	実施回数
差別解消法の研修会 （福祉従事者向け、市民向け）	日本障害者協議 会代表、きょう されん専務理事 藤井 克徳 氏	福祉従事者 市民全般	各1回開催
障害者虐待防止についての 研修会 （福祉従事者向け、市民向け）	日本社会事業大 学専門職大学院 教授 曾根 直樹 氏	福祉従事者 市民全般	各1回開催

4 その他

◇連絡調整会議

内 容	開催回数
前月の運営状況報告、事業運営スケジュール・運営上の留意点等について、浦安市と共有する場として、月1回開催。	12回

◇利用者アンケート

内 容	実施回数
相談支援の質の向上を目指し、個別の相談支援を提供している利用者を対象にアンケート調査を実施。	1回

◇研修講師活動

<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年度千葉県相談支援従事者初任者研修（インターバル実地研修） ● 令和6年度千葉県相談支援従事者現任研修（インターバル実地研修） ● 若年性認知症を共に考えるシンポジウムトークセッション 登壇
--

報告・評価シート（案）

【報告日 令和7年 7月 14日】

【評価日 令和7年 7月 14日】

令和

項目	【事業所記入欄】							
1 施設概要	事業者名	ふる里学舎浦安			人員配置	日中		
	指定日	令和2年	11月	1日		世話人	生活支援員	
	所在地	千葉県浦安市東野1-8-3				2人	4人	
	定員数（共同生活援助）	19人				(常勤換算後)	(常勤換算後)	
	定員数（短期入所）	5人				2人	4人	
	共同生活住居数	2戸				夜間		
	【住居の内訳】	【定員数の内訳】				世話人（夜間）	世話人（夜間）	
	ふる里学舎浦安	10名				1人	3人	
	ふる里学舎浦安	9名				(常勤換算後)	(常勤換算後)	
				1人	3人			
2 利用者状況 (令和6年3月31日 現在)	障害支援区分	人数			内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）		
	非該当	0人				身体	総 数：	5人
	区分1	0人					主に日中GHで過ごす人数：	1人
	区分2	1人				知的	総 数：	13人
	区分3	1人					主に日中GHで過ごす人数：	0人
	区分4	1人				精神	総 数：	0人
	区分5	8人					主に日中GHで過ごす人数：	0人
	区分6	6人				難病等	総 数：	1人
合計	17人			主に日中GHで過ごす人数：	1人			
項目	【事業所記入欄】 具体的な内容			【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
3 利用者の主な日中の活動について	・GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。 1名が日中をGHで過ごしています。進行性の難病もあり、訪問看護や訪問リハを導入しながら生活されています。世話人や生活支援員は、食事や入浴の介助等、常時身辺面の支援をするほか、本人の体調に合わせて無理のない範囲で近隣の散歩等しています。							
	・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 16人 平日は生活介護や就労継続支援B型、週末は日中一時支援を利用される方もいます。計6事業所へそれぞれ通われて、日々連絡ツール等を活用して情報共有をしています。							
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	・利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。 1住居2ユニット＝計4ユニットはそれぞれ性別や障害特性に対応できるよう構成されています。ユニットごとでホーム内で季節のイベントやパーティーなどを開催するほか、外食や余暇のための外出の機会を定期的に設けています。							
	・体験的利用等のニーズに対応しているか。 令和6年：実6名 延171日 地域生活支援拠点の取り組みとして検討された評価シートなどを用いて利用目的を明確化し、利用中の様子などを利用者やご家族、相談支援専門員等へフィードバックしています。							
5 支援体制の確保について	・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか 世話人、生活支援員は常時配置されています。 週末・平日ともに日中、夜間4名常駐しています。							

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
6 地域に開かれた運営について	<p>・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。</p> <p>週末に自宅に帰る方、または家族がGHへ面会に来られる方など様々です。立地の特性上、近隣住民との直接的交流はないものの、運営法人として隣のマンション理事会と協力してイベントの運営に参加しています。</p> <p>・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。</p> <table border="1" data-bbox="592 405 831 472"> <tr> <td data-bbox="592 405 735 472">受け入れ人数</td> <td data-bbox="735 405 831 439">実習生： 20人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="735 439 831 472">ボランティア： 0人</td> </tr> </table> <p>社会福祉士取得のための実習や介護等体験、保育実習 上記以外にもオープンカンパニー等で90名ほど受け入れ</p>	受け入れ人数	実習生： 20人		ボランティア： 0人	
受け入れ人数	実習生： 20人					
	ボランティア： 0人					
7 短期入所の併設について	<p>・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。</p> <p>定期的な利用やスポットでの利用併せて、令和6年度は延1,582日受け入れました。</p> <p>・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。</p> <p>地域生活支援拠点の多機能拠点として緊急受入をしています。また、浦安市障がい者緊急時支援事業と連携して緊急対応をしています。緊急用に1室は確保していますが、要請が重なった場合は定員外で受け入れています。</p>					
8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	<p>当該GHは浦安市として通過型GHと位置付けられていることもあり、次の生活環境を検討する場として支援をしています。そのため、通常のモニタリングとは別に、次の目標とそれに向けた進捗状況などを行政、相談、GHと入居者を交えて検証する場を設けています。</p> <p>また、一部入居者は訪問看護や訪問リハ、訪問入浴や居宅介護を導入して生活されている方もおられ、情報共有を図って支援をしています。</p>					
9 その他	<p>(市町村等において事業者に対して追加の確認がある場合、追加の質問事項等をこちらに記載してください。)</p>					

■令和6年度地域生活支援拠点事業実績（令和7年3月31日時点）

令和7年3月31日現在の地域生活支援拠点の事業実績について、以下のとおり報告します。

○登録事業所（事業所別）

登録事業所数	総数	内 訳								
		相談系	GH	短期入所	生活介護	就労系	自立訓練	訪問系	児童系	その他
	64	18	7	4	6	13	0	3	8	5
市内事業所数	255	25	12	7	9	24	3	50	76	49

（説明）市内255事業所中、64事業所（25%）が地域生活支援拠点の登録を行っている。引き続き、地域生活支援拠点事業への参画（登録）を促進していく。

○登録事業所（担う機能）

登録事業所数	実数	内 訳				
		相談機能	緊急時受入れ・対応	体験の機会・場	専門的人材の確保 養成	地域の体制づくり
	64	17	21	32	10	60

（説明）障がい者等一時ケアセンターに加え、令和2年11月、東野パティオ内に緊急時の受入れを行う短期入所事業所が開設され、その後も民間による短期入所事業所の整備が進んだことにより、以前と比べ緊急時の受入れ体制が充実しつつあると評価できるが、引き続き、障がい特性に対応したきめ細やかな支援体制が求められている。また、障がいのある方の地域移行等を推進するための「体験の機会・場」の充実を図るとともに、医療的ケアや行動障がいのある方への支援も行える人材を確保するための養成を行うなど、今後も取組みを進める必要がある。

①相談機能

基幹相談及び委託相談、特定相談とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

②緊急時受入れ対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態の変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

③体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたり、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い障がいが重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

⑤地域の体制づくり

基幹相談及び委託相談、特定相談、一般相談等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

○「拠点会議」(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

拠点会議 開催実績	総件数		主催内訳			
	実件数	延件数	基幹相談支援センター主催		他支援機関主催	
			実件数	延件数	実件数	延件数
	3	3	0	0	3	3

(説明) 拠点会議は、困難ケースの支援に窮する支援機関が、現在、関わっている支援機関だけではなく、地域生活支援拠点全体での支援体制を構築したい場合に、当該支援機関(主に相談支援事業所を想定)が関係機関を招集して会議を開催し、地域生活支援拠点全体での支援策を講ずることを目的とします。関係機関には、基幹相談支援センター、多機能拠点((福) 佑啓会)、短期入所事業所、その他機関を想定しています。拠点会議を上手に活用していくため、相談支援事業所へ活用事例、方法等の周知を行っていきます。

○緊急対応(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	事前登録 実人数	総件数		内訳			
		実人数	延件数	事前登録済		未登録	
				実人数	延件数	実人数	延件数
緊急駆け付け(緊急時支援事業)	41人	10人 (身5・ 知5)	79回 (身56・ 知26)	10人	79回	0人	0回
緊急受け入れ(短期入所)		24人	53人	18人	47人	6人	6人

(説明) 緊急時支援事業の利用に係る事前登録を行っている方は合計41人、そのうち10人(主たる障がい、身体障がい5人、知的障がい5人)の方に緊急対応(訪問)を行いました。

緊急時支援事業については、潜在的に必要としている方へのアプローチや、相談支援専門員等への更なる周知等、今後も検証を行っていきます。

令和6年度 緊急ショートステイ利用実績

1. 多機能拠点

氏名	年代	種別	SS利用期間	支給	契約	入口	出口	出口支援会議	拠点会議	その後
A	30	身体	1	○	○	日中支援者がいない為	自宅	×	×	
A	30	身体	1	○	○	日中支援者がいない為	自宅	×	×	
A	30	身体	1	○	○	日中支援者がいない為	自宅	×	×	
A	30	身体	1	○	○	日中支援者がいない為	自宅	×	×	
B	10代以下	児童(手帳なし)	2	○	○	家族と関係悪化の為	自宅	○	×	
C	30	知的	7	○	○	家族と関係悪化の為	自宅	×	×	
D	10代以下	知的	2	○	○	家族のレスパイト	自宅	×	×	
E	30	知的	4	○	○	本人が不穏、他害のリスクあり	自宅	×	×	
A	30	身体	1	○	○	日中支援者がいない為	自宅	×	×	
A	30	身体	1	○	○	日中支援者がいない為	自宅	×	×	
F	30	知的	37	○	○	自宅には戻らず新たな生活の場を検討する必要があるため	市内のGHへ入居	○	×	
G	10代以下	知的	2	○	○	母親の入院	自宅	×	×	
H	10代以下	知的	2	×	×	母親の入院	自宅	×	×	
I	20	知的	6	○	○	虐待案件における緊急的利用	自宅	×	×	
J	50	身体	3	○	○	親との関係悪化 距離をおくため	自宅	×	×	
K	20	知的	2	○	○	家族のレスパイト	自宅	×	×	
L	20	精神	2	○	○	レスパイト(本人の)	自宅	×	×	
M	30	知的	2	○	○	保護者の急用	自宅	×	×	
N	30	知的	9	○	×	親との関係悪化 距離をおくため	市内のGHへ入居	○	×	
C	30	知的	3	○	○	親との関係悪化 距離をおくため	自宅	×	×	
K	20	知的	2	○	○	親のレスパイト	自宅	○	×	
C	30	知的	5	○	○	親との関係悪化 距離をおくため	自宅	×	×	
K	20	知的	7	○	○	親のレスパイト	自宅	×	×	
O	30	精神	2	○	○	親とのトラブル、距離を置くため	自宅	×	×	
P	20	知的	7	×	×	保護者けがで入院のため	市外入所施設でのSS	×	×	
Q	20	精神	12	×	×	パニック発作、親との距離を置くため	自宅	○	×	
L	20	精神	2	○	○	レスパイト(本人の)	自宅	×	×	
A	30	身体	2	○	○	支援者不在のため	自宅	×	×	
R	未就学	知的	2	○	○	保護者のレスパイト	自宅	×	×	
S	10	精神	23	×	×	母、本人の精神状態から離れた方が良かったため	精神科への入院	○	×	
T	50	知的	2	○	○	父親の入院	自宅	×	×	
U	20	知的	13	○	○	母親の入院に伴い、自宅での生活が困難なため	自宅	×	×	
T	50	知的	2	○	○	父親の入院に伴い、自宅での生活が困難なため	自宅	×	×	
V	60	精神	3	×	×	GHを退居となり、その後の生活する場所がないため	市外GHへの入居	×	×	
K	20	知的	1	○	○	本人が夜間寝ておらず、母が支援することが難しいため	自宅	×	×	
K	20	知的	1	○	○	本人が夜間寝ておらず、母が支援することが難しいため	自宅	×	×	
K	20	知的	1	○	○	本人が夜間寝ておらず、母が支援することが難しいため	自宅	×	×	
W	20	知的	21	○	○	母親の入院に伴い、自宅での生活が困難なため	自宅	×	×	
K	20	知的	1	○	○	本人が夜間寝ておらず、母が支援することが難しいため	自宅	×	×	
K	20	知的	2	○	○	本人が夜間寝ておらず、母が支援することが難しいため	自宅	×	×	
A	30	身体	2	○	○	精神面で不安定な状況があるため、レスパイト目的で利用したい	自宅	×	×	
K	20	知的	1	○	○	本人が夜間寝ておらず、母が支援することが難しいため	自宅	×	×	
X	20	身体	2	○	○	母親の出張	自宅	×	×	
A	30	身体	2	○	○	支援者が不在の為	自宅	×	×	
K	20	知的	2	○	○	本人が夜間寝ておらず、母が支援することが難しいため	自宅	×	×	
T	50	知的	2	○	○	生活できる場所が無いため	自宅	×	×	
A	30	身体	2	○	○	夜間、支援者不在のため	自宅	×	×	
K	20	知的	1	○	○	本人が夜間寝ておらず、母が支援することが難しいため	自宅	×	×	
K	20	知的	3	○	○	本人が夜間寝ておらず、母が支援することが難しいため	自宅	×	×	
K	20	知的	2	○	○	保護者のみでは支援することが難しい為	自宅	×	×	
K	20	知的	1	○	○	保護者のみでは支援することが難しい為	自宅	×	×	
K	20	知的	1	○	○	保護者のみでは支援することが難しい為	自宅	×	×	
K	20	知的	1	○	○	保護者のみでは支援することが難しい為	自宅	×	×	

利用実人数	24人	支給あり	19	契約あり	18		出口支援会議	6	拠点会議	0
-------	-----	------	----	------	----	--	--------	---	------	---

浦安市における障がい者虐待対応状況【令和6年度】

I 養護者による障がい者虐待の内容等

(1) 相談・通報者（複数回答）

	本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員
浦安市	3	2	1	0	0	0	7	4
全国	1,138	261	159	20	293	36	1,048	1,095
(構成割合)	11.4	2.6	1.6	0.2	2.9	0.4	10.5	11.0

	虐待者自身	警察	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
浦安市	0	8	3	0	0	0	0	28
全国	28	5,243	412	126	28	311	76	10,274
(構成割合)	0.3	52.6	4.1	1.3	0.3	3.1	0.8	

(注) 全国の構成割合は、相談・通報件数9,972件に対するもの

全国の数値は令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）のもの

II 養護者による障がい者虐待の対応状況

(1) 虐待の有無の判断（事実確認調査を行った事例に対する）

		通報・届出件数	虐待の有無の判断			認定率
			有	無（確認中含）	判断できず	
平成28年度	浦安市	27	14	7	6	51.9%
令和2年度	浦安市	29	16	11	2	55.2%
令和3年度	浦安市	25	5	12	8	20.0%
令和4年度	浦安市	31	14	14	3	45.2%
令和5年度	浦安市	26	7	16	3	26.9%
令和6年度	浦安市	26	4	22	0	15.4%
	千葉県全体	834	135	-	-	
	全国	8,351	2,283	3,837	2,231	27.3%
	(構成割合)		27.3%	45.9%	26.7%	

⇨R5年度実績

(注) 全国の構成割合は、相談・通報件数10,274件のうち、事実確認、調査を行った事例8,351件に対するもの
 全国の数値は令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）のもの

千葉県全体の数値は令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）のもの【令和7年6月現在未更新】

(2) 虐待の種別（重複あり）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	合計
浦安市	3	0	1	1	1	6
(構成割合)	50.0%	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	
全国	1,542	52	730	255	376	2,955
(構成割合)	67.5%	2.3%	32.0%	11.2%	16.5%	

(注) 全国の構成割合は虐待判断事例2,283件に対するもの

III 被虐待障がい者の状況

*1件の事例に対し、被虐待者が複数存在する場合があるため、虐待判断数とは必ずしも一致しない

ー浦安市の虐待判断事例数は4件、被虐待障がい者数は4人

ー全国の虐待判断事例数は2,283件、それに対し被虐待障がい者数は2,285人

(1) 被虐待障がい者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
浦安市	0	0	2	0	1	1	0	0	4
全国	133	513	356	440	552	241	47	3	2,285
(構成割合)	5.8%	22.5%	15.6%	19.3%	24.2%	10.5%	2.1%	0.1%	

(2) 被虐待障がい者の性別

	男性	女性	不明	合計
浦安市	1	3	0	4
全国	824	1,460	1	2,285
(構成割合)	36.1%	63.9%	0.0%	

(3) 被虐待障がい者の障がい種別（重複あり）

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病等	合計
浦安市	1	1	3	0	0	5
全国	384	1044	1015	79	49	2,571
(構成割合)	16.8%	45.7%	44.4%	3.5%	2.1%	

(注) 全国の構成割合は虐待判断事例 件に対するもの

(4) 被虐待障がい者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
浦安市	0	1	0	0	1	0	2	0	4
全国	14	251	281	254	170	174	1,119	22	2,285
(構成割合)	0.6%	11.0%	12.3%	11.1%	7.4%	7.6%	49.0%	1.0%	

IV 虐待者の状況

*1件の事例に対し、被虐待者が複数存在する場合があるため、虐待判断数とは必ずしも一致しない

- 浦安市の虐待判断事例数は3件、虐待者数は3人
- 全国の虐待判断事例数は2,283件、それに対し虐待者数は2,451人

(1) 被虐待障がい者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹
浦安市	0	1	1	1	0	0	0	0	1
全国	581	609	395	84	87	45	2	1	385
(構成割合)	26.5%	27.8%	18.0%	3.8%	4.0%	2.1%	0.1%	0.0%	17.6%
	祖父	祖母	その他	不明	合計				
浦安市	0	0	0	0	4				
全国	10	11	240	1	2,189				
(構成割合)	0.5%	0.5%	11.0%	0.0%					

(注) 構成割合は虐待者数2,451人に対するもの。

(2) 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
浦安市	0	0	0	1	1	2	0	4
全国	6	154	200	382	680	976	53	2,451
(構成割合)	0.2%	6.3%	8.2%	15.6%	27.7%	39.8%	2.2%	

(注)

*浦安市の数値は令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日まで）のもの

*年齢及び支援区分は事実確認時点のもの

*全国の数値は令和5年度（令5年4月1日～令6年3月31日まで）のもの

*構成割合（%）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある

V 対応状況

（1）虐待者からの分離

分離の有無	あり	なし	もともと別居	検討中	その他の対応	合計
浦安市	0	3	0	0	1	4
全国	773	1,071	261	68	112	2,285
（構成割合）	33.8%	46.9%	11.4%	3.0%	4.9%	

（注）構成割合は被虐待者数2,285人に対するもの。

分離「あり」の内訳

分離内訳	契約による障害福祉サービスの利用	身体・知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	利用契約又は措置以外の方法による一時保護	医療機関への一時入院	その他
浦安市	0	0	0	0	0
全国	348	49	92	99	185
（構成割合）	45.0%	6.3%	11.9%	12.8%	23.9%

（注）構成割合は分離を行った被虐待者数773人に対するもの。

(2) 分離を行っていない事例3件における対応の内訳

	養護者に対する助言・指導	養護者が介護負担軽減の為に事業に参加	新たな障害福祉サービスの利用	サービス等利用計画の見直し	障害福祉サービス以外のサービスの利用	再発防止のための定期的な見守りの実施	その他	合計
浦安市 ※	1	0	0	0	0	2	0	3
全国	1,018	14	314	324	119	922	143	2,854
(構成割合)	45.9%	0.6%	14.2%	14.6%	5.4%	41.6%	6.5%	

(注) 全国は「分離の有無に関わらず行った対応の内訳」で、複数回答のもの。

(注) 全国の構成割合は「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数68人を除く2,217人に対するもの

(3) 成年後見制度等に関する対応

	成年後見制度			日常生活自立支援事業の利用
	開始済み	手続き中	うち市長申立	
浦安市	0	0	0	0
全国	68	56	65	28

VI 虐待の要因

(1) 虐待者の主な要因

	介護疲れ	人格・性格	知識・情報不足	飲酒・ギャンブル等への依存	介護等に関する強い不安・悩み・介護ストレス	過去に虐待を行ったことがある	虐待と認識していない	障がい・精神疾患や強い抑うつ状態	その他
浦安市	1	4	1	0	0	1	4	0	0

※複数の類型に該当する場合あり。

(2) 被虐待障がい者の主な要因

	介護度や支援度の高さ	行動障がい	人格・性格	その他
浦安市	2	0	1	1

※複数の類型に該当する場合あり。

(3) 家庭環境の主な要因

	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭の経済的困窮(経済的問題)	家庭内に複数の障がい者、要介護者がいる	その他
浦安市	4	2	0	0

※複数の類型に該当する場合あり。

(4) 過去の虐待有無

	過去に虐待認定されていた	虐待認定されていないが虐待兆候の把握あり	虐待兆候把握せず	不明
浦安市	0	0	4	0

VII 施設従事者等による障がい者虐待の状況

※事実確認調査を行った事例

	通報届出件数		認定件数	認定率
	通報	届出		
平成27年度	3	1	0	0%
令和2年度	4	0	2	50%
令和3年度	8	0	1	13%
令和4年度	10	8	1	6%
令和5年度	9	4	2	15%
令和6年度	9	2	3	27%

VIII 使用者による障がい者虐待の状況

	通報届出件数	
	通報	届出
平成27年度	1	0
令和2年度	0	0
令和3年度	0	2
令和4年度	1	0
令和5年度	0	0
令和6年度	0	0

(参考資料)

- * 令和5年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書（令和6年12月）
（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室）
- * 障害者虐待の通報・届出の受付状況等（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
（千葉県 健康福祉部 障害福祉事業課 虐待防止対策班）

移動支援事業利用者・事業者 アンケート結果

令和7年6月

浦安市福祉部障がい事業課

1 アンケートの概要

1) 目的

事業開始から18年が経過した移動支援事業について、今後、現在の地域の実情やニーズに合った事業が実施できるよう、利用者からご意見、お考えを伺うため、アンケートを実施した。

2) 対象

移動支援事業を利用している方

3) 期間

令和7年5月28日から令和7年6月20日まで

4) 実施方法

ちば電子申請サービスを使用した。

また、令和7年度移動支援事業決定者579名のうち、213名に対して個別通知した。

2 アンケートの結果

1) 回答数

有効回答数は、50件であった。(回答率23.5%(50/213))

2) 回答者の属性

回答者の内訳としては、18歳から64歳までの方が、68%と最も多く、次に小学生が16%。手帳所持状況としては、療育手帳が80%、身体障害者手帳が14%、精神障害者保健福祉手帳が6%であった。

また、利用頻度別では、「毎日」「週4回から6回」「週2回から3回」「週1回」の利用頻度が比較的高い回答群が23名で46%、「月に数回」「年に数回」の比較的低い利用頻度の低い回答群は、27名で54%となった。

表1 年齢別回答者数

区分	人数	構成比
未就学	1	2.0%
小学生	8	16.0%
中学生～18歳	5	10.0%
18歳～64歳	34	68.0%
65歳以上	2	4.0%
総計(令和7年度)	50	135.1%
前回(令和4年度)	37	100.0%

表2 回答者の状況（年齢、障がいの種類）

区分		身体障がい手帳	療育手帳	精神障がい手帳	精神疾患(発達障がい含む)	難病	医療的ケア	計
未就学児	小計	0	1	0	0	0	0	1
小学生	小計	1	6	1	0	0	0	8
中学生～18歳	小計	1	3	1	0	0	0	5
18歳～64歳	小計	3	30	1	0	0	0	34
65歳以上	小計	2	0	0	0	0	0	2
総計 (令和7年度)	小計	7	40	3	0	0	0	50
	構成比	14.0%	80.0%	6.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
前回 総計(令和4年度)	小計	7	12	1	2	1	1	24
	構成比	29.2%	50.0%	4.2%	8.3%	4.2%	4.2%	100.0%

表3 利用頻度

区分	回答数	毎日	週4-6回	週2-3回	週1回	月に数回	年に数回
未就学	1	0	0	1	0	0	0
小学生	8	0	1	3	1	1	2
中学生～18歳	5	1	0	0	0	2	2
18歳～64歳	34	0	5	5	5	8	11
65歳以上	2	0	0	1	0	0	1
総計(令和7年度)	50	1	6	10	6	11	16
前回 総計(令和4年度)	21	1	2	9	4	3	2

3) サービスの利用目的について

設問18の「移動支援事業を利用する目的」については、「余暇活動への参加」が全体の60%、次に「散歩」と「買い物」が8%と10%であった。

区分		余暇活動への参加	散歩	買い物	突発的な通院	送迎サービスのない通所	病院内の付き添い	その他	合計
未就学児	小計	0	0	0	0	0	0	1	1
小学生	小計	5	0	0	0	0	0	3	8
中学生 ～18歳	小計	3	0	0	0	0	1	1	5
18歳 ～64歳	小計	20	4	5	0	0	2	3	34
65歳 以上	小計	2	0	0	0	0	0	0	2
総計 (令和7 年度)	小計	30	4	5	0	0	3	8	50
	構成比	<u>60.0%</u>	<u>8.0%</u>	<u>10.0%</u>	<u>0.0%</u>	<u>0.0%</u>	<u>6.0%</u>	<u>16.0%</u>	100.0%
総計 (令和4 年度)	小計	12	11	11	4	6	3	5	52
	構成比	<u>23.1%</u>	<u>21.2%</u>	<u>21.2%</u>	7.7%	11.5%	5.8%	9.6%	100.0%

4) 移動支援事業のメリット

設問 19「サービスの利用しやすさ」については、「障がい特性に応じた適切な支援が受けられる」が 27 件 37%、次に「利用したい日時に予約ができる」が 19 件 26%と半数を占める数値であった。

区分	利用したい日時に予約ができる	利用したい時間数のサービスを受けられる	利用料がサービスの内容に見合っている	障がい特性に応じた適切な支援が受けられる	その他	メリットはない	利用していない	合計
未就学	0	1	0	1	0	0	0	2
小学生	4	2	0	3	0	0	0	9
中学生 ～18歳	2	1	1	2	0	1	0	7
18歳 ～64歳	13	9	6	20	4	0	1	53
65歳 以上	0	0	0	1	1	0	0	2
総計 (令和7年度)	19	13	7	27	5	1	1	73
全体比率 (令和7年度)	26.0%	17.8%	9.6%	37.0%	6.8%	1.4%	1.4%	100.0%

5) 移動支援事業のデメリット

設問 20 「サービスの利用のしづらさ」については、「利用したい日時に予約ができない」が 22 件 38.6%、「デメリットはない」が 21 件 36.8%と半数を占める数値であった。

区分	利用したい日時に予約ができない	利用したい時間数のサービスを受けることができない	利用料がサービスの内容に見合っていない	障がい特性に応じた適切な支援が受けられない	その他	デメリットはない	合計
未就学	1	0	0	0	0	0	1
小学生	4	0	0	0	2	3	9
中学生 ～18歳	2	0	0	0	1	0	3
18歳 ～64歳	14	5	1	3	2	17	42
65歳 以上	1	0	0	0	0	1	2
総計 (令和7 年度)	22	5	1	3	5	21	57
全体比率 (令和7 年度)	38.6%	8.8%	1.8%	5.3%	8.8%	36.8%	100.0%

「その他」(自由記述)

- ・利用したい時間に事業所が対応できない
- ・予約が大変
- ・支援員さんが足りないので予約待ちである
- ・相手の分を負担する部分があるので、お散歩などなら使えますが、正直余暇活動と言うものにはあまり使えない
- ・公共交通のみでなく福祉車両が使えると良い

「障がい特性に応じた適切な支援が受けられない」(自由記述)

- ・障がい特性に応じた声掛け等のコミュニケーションが用いられない
- ・支援員によって支援の質に差がある
- ・同性の支援員の支援が受けられない
- ・行動障がいへの支援が受けられない
- ・車いすが雨天時の移動は公共交通では大変である。また猛暑、真冬は利用するのは身体に負担である

6) 利用しやすさと利用しづらさの各項目の比較について

ア 利用したい日時に予約がしやすいか、しづらいか

移動支援事業のメリットとして、「利用したい日時に予約ができる」と回答したのは、19名で38%となっている。一方で、移動支援事業のデメリットとして、「利用したい日時に予約ができない」と回答したのは、22名で44%となっている。

区分		メリット「利用したい日時に予約ができる」			デメリット「利用したい日時に予約ができない」		
		はい	空欄	満足率	はい	空欄	不満率
未就学児	小計	0	1	0%	1	0	100%
小学生	小計	4	4	50.0%	4	4	50.0%
中学生 ～18歳	小計	2	3	40.0%	2	3	40.0%
18歳 ～64歳	小計	13	21	38.2%	14	29	32.6%
65歳 以上	小計	0	2	0.0%	1	1	50.0%
総計 (令和7年度)	小計	19	31	38.0%	22	28	44.0%
総計 (令和4年度)	小計	9	12	42.9%	10	11	47.6%

イ 利用したい時間数のサービスが受けやすいか、受けづらいか

メリットとして「利用したい時間数のサービスを受けられる」と回答したのは、11名で22%となっている。デメリットにおいては、「利用したい時間数のサービスを受けることができない」と回答したのは、5名で10%となっている。

区分		メリット「利用したい時間数のサービスを受けられる」			デメリット「利用したい時間数のサービスを受けることができない」		
			空欄	満足率	はい	空欄	不満率
未就学児	小計	0	1	0.0%	0	1	0.0%
小学生	小計	1	7	12.5%	0	8	0.0%
中学生 ～18歳	小計	1	4	20.0%	0	5	0.0%
18歳 ～64歳	小計	9	25	26.5%	5	29	14.7%
65歳 以上	小計	0	2	0.0%	0	2	0.0%
総計 (令和7年度)	小計	11	39	22.0%	5	45	10.0%
総計 (令和4年度)	小計	13	8	61.9%	4	17	19.0%

利用したい時間数のサービスの受けやすさに関しては、「利用しやすい」という意見が少ないが、不満率も低い。

ウ 利用料がサービスの内容に見合っているか、見合っていないか

メリットとして「利用料がサービスの内容に見合っている」と回答したのは、7名14%となっている。一方で、デメリットにおいては、「利用料がサービスの内容に見合っていない」と回答したのは、1名で2%となっている。

区分		メリット「利用料がサービスの内容に見合っている」			デメリット「利用料がサービスの内容に見合っていない」		
		はい	空欄	満足率	はい	空欄	不満率
未就学児	小計	0	1	0.0%	0	1	0.0%
小学生	小計	0	8	0.0%	0	8	0.0%
中学生 ～18歳	小計	1	4	20.0%	0	5	0.0%
18歳 ～64歳	小計	6	28	17.6%	1	33	2.9%
65歳 以上	小計	0	2	0.0%	0	2	0.0%
総計 (令和7年度)	小計	7	43	14.0%	1	49	2.0%
総計 (令和4年度)	小計	10	11	47.6%	2	19	9.5%

利用料に関しては、「サービス内容に見合っている」という意見が過半数に届いていないが、不満率も低い。

1 アンケートの概要

1) 目的

事業開始から18年が経過した移動支援事業について、今後、現在の地域の実情やニーズに合った事業が実施できるよう、事業者からご意見、お考えを伺うため、アンケートを実施した。

2) 対象

浦安市内移動支援事業者

3) 実施期間

令和7年5月28日から令和7年6月20日まで

4) 実施方法

ちば電子申請サービスを使用して実施した。

また、令和7年度浦安市内移動支援事業者24事業者のうち、24事業者に対して通知した。

2 アンケートの結果

1) 回答事業者数

有効回答数は、12件であった。(回答率50.0% (12/24))

2) 回答内容

①医療的ケアに対応することができるか

回答	はい	いいえ	その他
小計	2	9	場合による：1

②利用者からの予約希望に対してヘルパー不足等の理由から断ったことがあるか

回答	頻繁にある	年に数回ある	一度もない
小計	3	8	1
断った理由			
<ul style="list-style-type: none"> ・早朝夜間など働けるヘルパーがいない時間帯、土日での確保ができない ・ご希望となる時間帯が被ることが多く、すでに他の予約でいっぱい新しい予約やスポット予約を受けられない ・長時間の病院受診や同じ時間帯での依頼が集中している 			

日中一時支援事業利用者・事業者 アンケート結果

令和7年6月

浦安市福祉部障がい事業課

1 アンケートの概要

1) 目的

事業開始から18年が経過した日中一時支援事業について、今後、現在の地域の実情やニーズに合った事業が実施できるよう、利用者からご意見、お考えを伺うため、アンケートを実施した。

2) 対象

日中一時支援事業を利用している方

3) 期間

令和7年5月28日から令和7年6月20日まで

4) 実施方法

ちば電子申請サービスを使用した。

また、令和7年度日中一時支援事業決定者558名に対して個別通知した。

2 アンケートの結果

1) 回答数

有効回答数は、207件であった。(回答率 37.0%)

2) 回答者の属性

回答者の内訳としては、18歳から64歳までの方が、47.8%と最も多く、次に小学生が26.6%であった。

利用者の手帳等所持状況について、最も多かったのが療育手帳所持者(72%)であった。次に多かった身体障害者手帳所持者(12%)であった。

表1 回答者内訳

区分	回答数	構成比
未就学	11	5.3%
小学生	55	26.6%
中学生～18歳	40	19.3%
18歳～64歳	99	47.8%
65歳以上	2	1.0%
総計	207	100.0%

表2 回答者手帳所持状況

区分	身体障がい手帳	療育手帳	精神障がい手帳	精神疾患 (発達障がい含む)	難病 (特定疾病)	計
未就学	1	7	2	1	0	11
小学生	4	33	9	8	1	55
中学生 ～18歳	2	27	6	5	0	40
18歳 ～64歳	15	82	2	0	0	99
65歳 以上	2	0	0	0	0	2
総計	24	149	19	14	1	207
割合	11.6%	72.0%	9.2%	6.8%	0.5%	100%

3) 利用者の利用頻度及び利用している事業所数

利用頻度について、「毎日」「週4-6回」「週2-3回」を「利用頻度高」、「週1回」「月に数回」「年に数回」「利用なし」を「利用頻度低」と分類した。「利用頻度高」群は116名、「利用頻度低」群が91名であった。

また、定期的に利用している事業所数について、1か所と回答した方が106名、2か所利用している方は66名であった。

表3 利用頻度

区分	毎日	週4-6回	週2-3回	週1回	月に 数回	年に 数回	利用なし	総計
未就学	0	2	2	2	0	1	4	11
小学生	0	10	21	11	5	4	4	55
中学生～18歳	1	7	12	7	6	6	1	40
18歳～64歳	8	34	19	14	11	4	9	99
65歳以上	0	0	0	0	0	2	0	2
総計	9	53	54	34	22	17	18	207

表4 利用頻度について

区分	利用頻度高	利用頻度低
未就学	4	7
小学生	31	24
中学生～18歳	20	20
18歳～64歳	61	38
65歳以上	0	2
総計	116	91

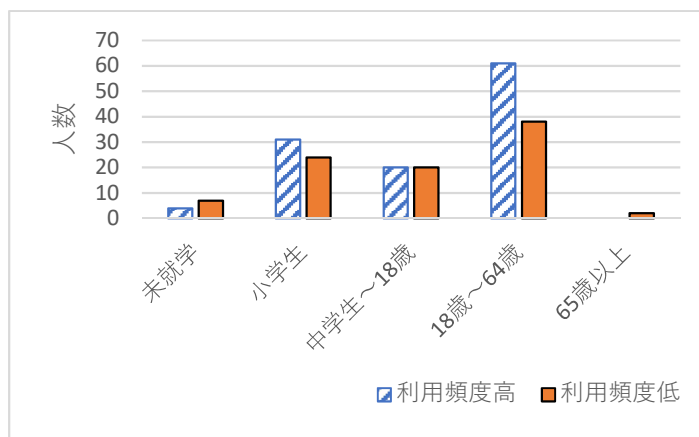
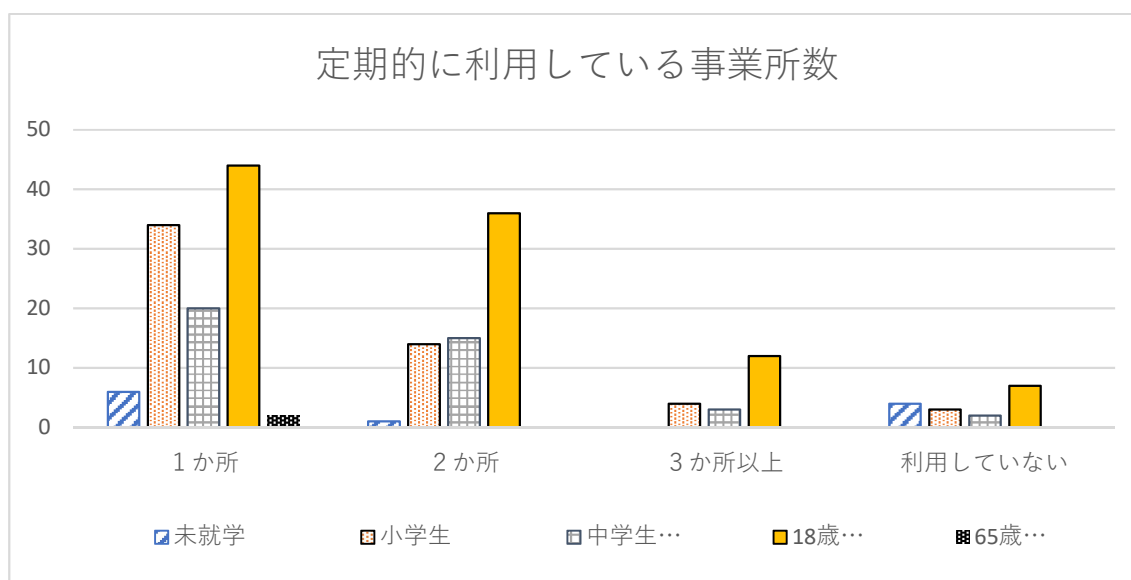


表5 定期的に利用している事業所

区分	1か所	2か所	3か所以上	利用していない	計
未就学	6	1	0	4	11
小学生	34	14	4	3	55
中学生 ～18歳	20	15	3	2	40
18歳 ～64歳	44	36	12	7	99
65歳 以上	2	0	0	0	2
総計	106	66	19	16	207



4) ①平日の主な利用時間

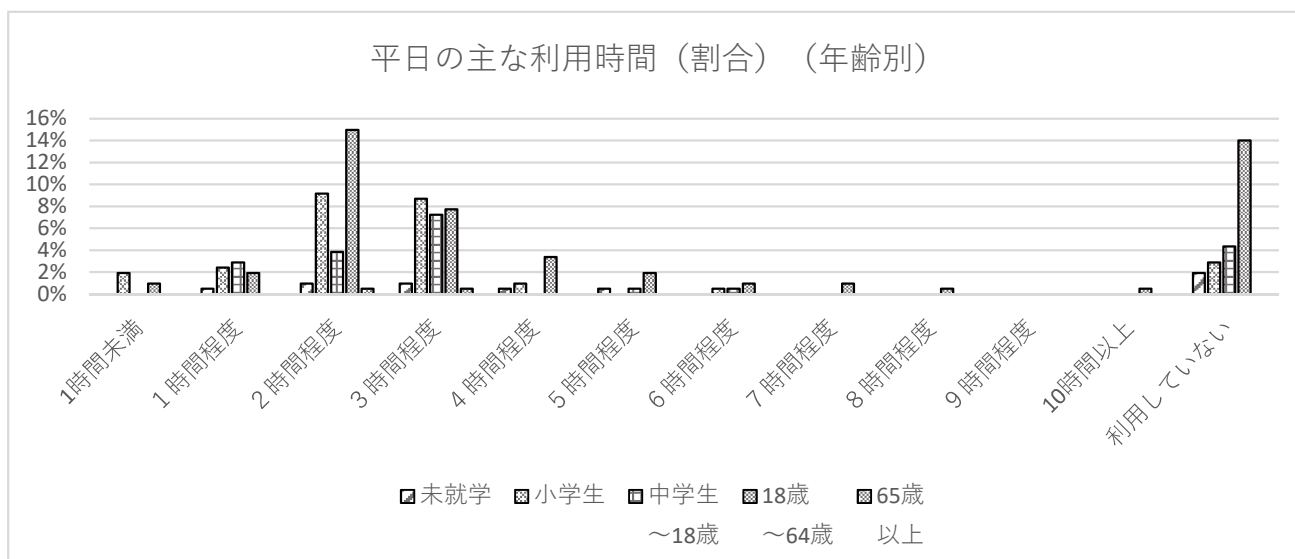
平日の主な利用時間について、回答が多かったのは、「2時間程度」が29%、「3時間程度」が25%であり、「(平日は)利用していない」が23%であった。

表6 平日の主な利用時間

区分	1時間未満	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間程度	6時間程度	7時間程度	8時間程度	9時間程度	10時間以上	利用していない	計
未就学	0	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	4	11
小学生	4	5	19	18	2	0	1	0	0	0	0	6	55
中学生 ～18歳	0	6	8	15	0	1	1	0	0	0	0	9	40
18歳 ～64歳	2	4	31	16	7	4	2	2	1	0	1	29	99
65歳 以上	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
総計	6	16	61	52	10	6	4	2	1	0	1	48	207

表7 平日の主な利用時間 (割合)

区分	1時間未満	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間程度	6時間程度	7時間程度	8時間程度	9時間程度	10時間以上	利用していない	計
未就学	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	5%
小学生	2%	2%	9%	9%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	27%
中学生 ～18歳	0%	3%	4%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%	19%
18歳 ～64歳	1%	2%	15%	8%	3%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	14%	48%
65歳 以上	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%
総計	3%	8%	29%	25%	5%	3%	2%	1%	0%	0%	0%	23%	100%



5) 直近1年間の平日最大利用時間

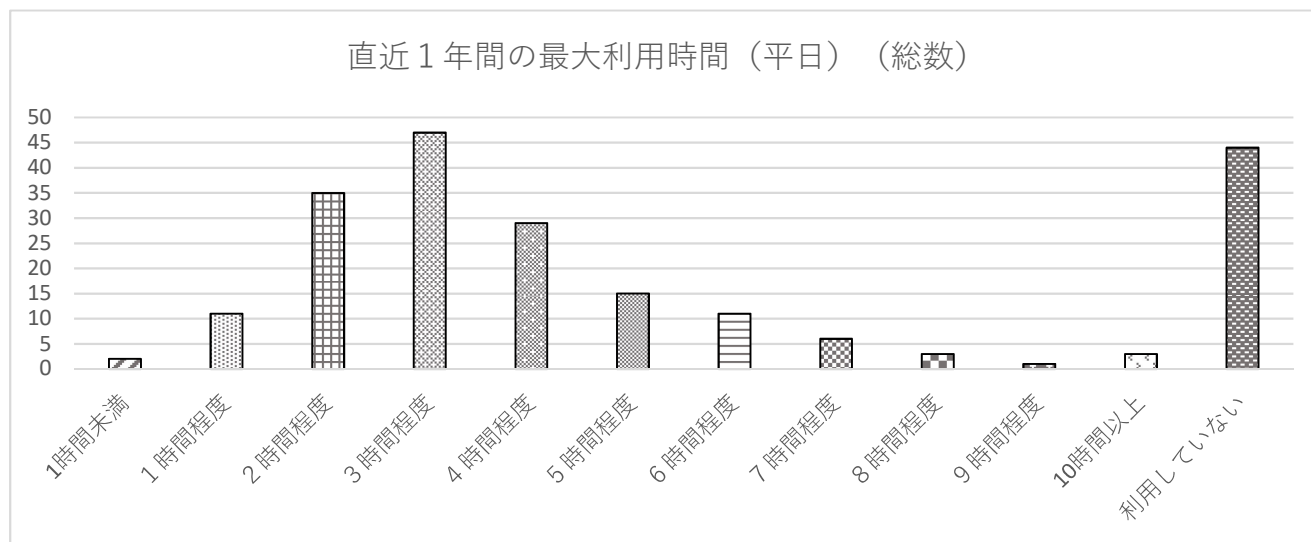
直近1年間の平日最大利用時間について、「2時間程度」が17%、「3時間程度」が23%、「4時間程度」が14%であった。次いで「利用していない方」は21%であった。

表8 平日の最大利用時間

区分	1時間未満	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間程度	6時間程度	7時間程度	8時間程度	9時間程度	10時間以上	利用していない	計
未就学	0	1	1	2	1	2	1	0	0	0	0	3	11
小学生	1	4	14	15	6	4	3	2	0	0	1	5	55
中学生 ～18歳	1	2	1	13	9	3	3	1	0	0	0	7	40
18歳 ～64歳	0	4	18	16	13	6	4	3	3	1	2	29	99
65歳 以上	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
総計	2	11	35	47	29	15	11	6	3	1	3	44	207

表9 平日の最大利用時間（割合）

区分	1時間未満	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間程度	6時間程度	7時間程度	8時間程度	9時間程度	10時間以上	利用していない	計
未就学	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	5%
小学生	0%	2%	7%	7%	3%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	2%	27%
中学生 ～18歳	0%	1%	0%	6%	4%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	3%	19%
18歳 ～64歳	0%	2%	9%	8%	6%	3%	2%	1%	1%	0%	1%	14%	48%
65歳 以上	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%
総計	1%	5%	17%	23%	14%	7%	5%	3%	1%	0%	1%	21%	100%



6) 休日の主な利用時間

休日の主な利用時間について、最も多かったのが「利用していない方」62名で、その次に「6時間程度」が37名、「7時間程度」が27名、「8時間程度」が25名であった。

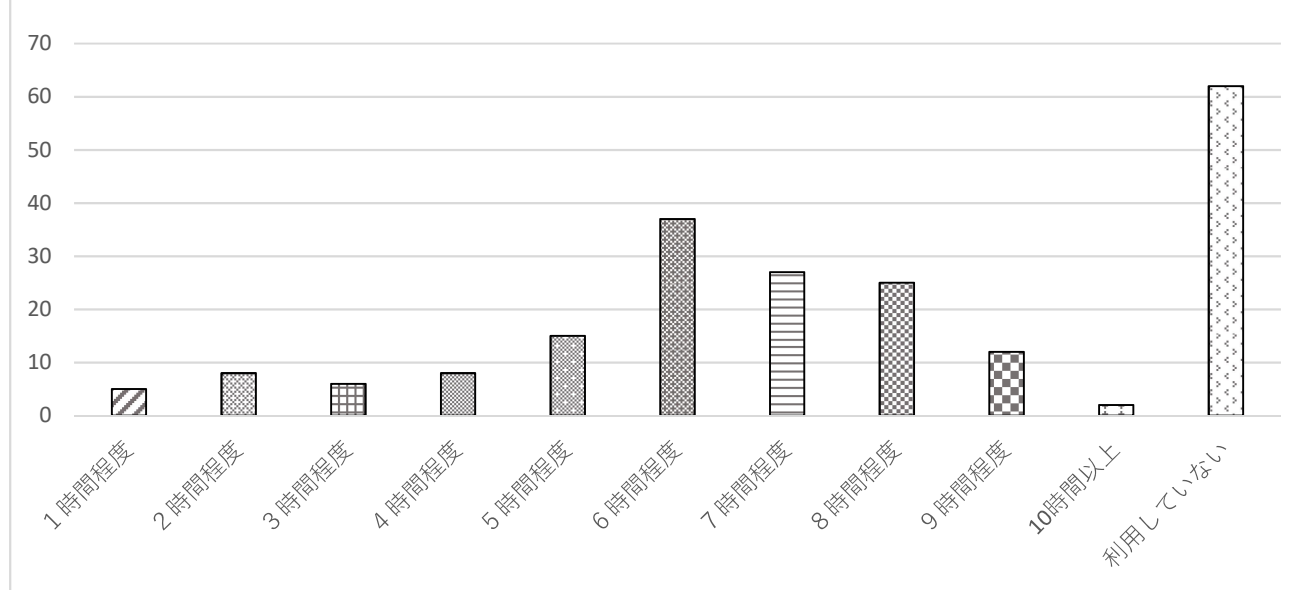
表10 休日の主な利用時間

区分	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間程度	6時間程度	7時間程度	8時間程度	9時間程度	10時間以上	利用していない	計
未就学	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	8	11
小学生	1	5	1	2	4	8	5	6	5	0	18	55
中学生 ～18歳	2	2	2	2	4	10	5	4	1	0	8	40
18歳 ～64歳	1	0	3	4	7	19	16	14	6	2	27	99
65歳 以上	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
総計	5	8	6	8	15	37	27	25	12	2	62	207

表11 休日の主な利用時間（割合）

区分	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間程度	6時間程度	7時間程度	8時間程度	9時間程度	10時間以上	利用していない	計
未就学	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%	5%
小学生	0%	2%	0%	1%	2%	4%	2%	3%	2%	0%	9%	27%
中学生 ～18歳	1%	1%	1%	1%	2%	5%	2%	2%	0%	0%	4%	19%
18歳 ～64歳	0%	0%	1%	2%	3%	9%	8%	7%	3%	1%	13%	48%
65歳 以上	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%
総計	2%	4%	3%	4%	7%	18%	13%	12%	6%	1%	30%	100%

休日の主な利用時間（総数）



7) 直近1年間の休日最大利用時間

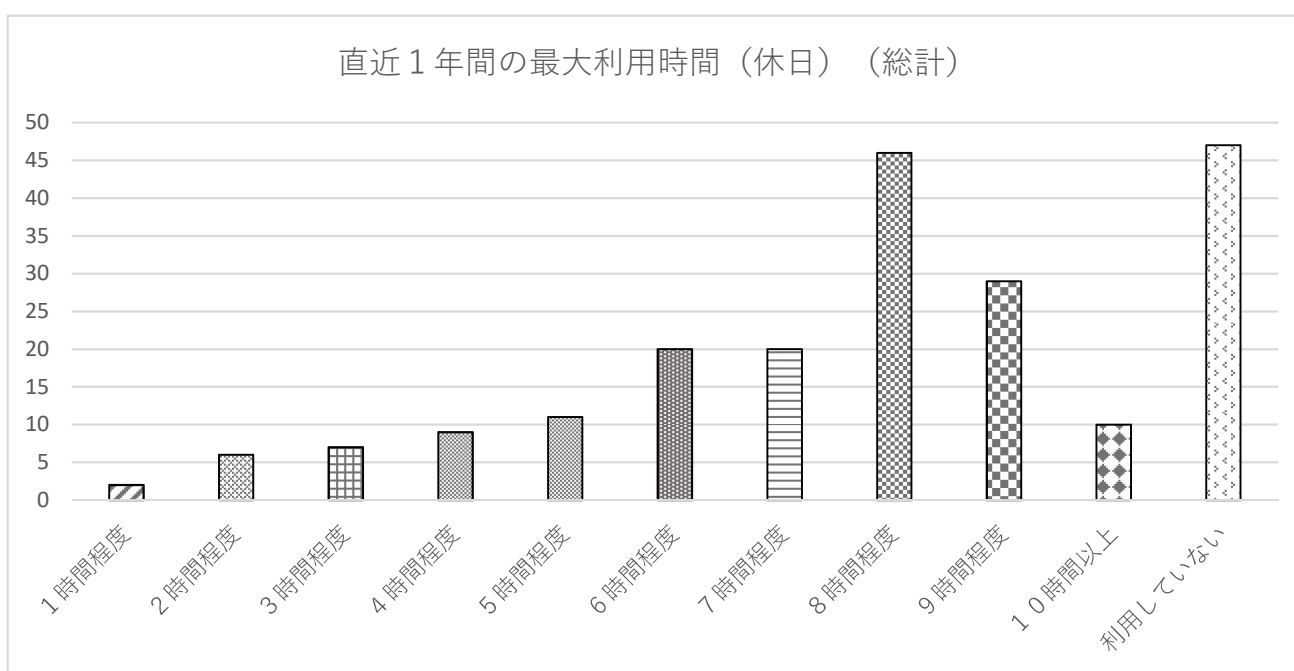
直近1年間の休日最大利用時間について、「利用していない」と回答した方が最も多く47名、「8時間程度」が46名、「9時間程度」が29名となった。

表12 休日の最大利用時間

区分	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間程度	6時間程度	7時間程度	8時間程度	9時間程度	10時間以上	利用していない	計
未就学	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	8	11
小学生	1	3	1	4	4	3	7	12	7	3	10	55
中学生 ～18歳	1	2	2	3	2	5	5	10	4	2	4	40
18歳 ～64歳	0	0	4	1	5	12	7	23	18	5	24	99
65歳 以上	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
総計	2	6	7	9	11	20	20	46	29	10	47	207

表13 休日の最大利用時間（割合）

区分	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間程度	6時間程度	7時間程度	8時間程度	9時間程度	10時間以上	利用していない	計
未就学	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%	5%
小学生	0%	1%	0%	2%	2%	1%	3%	6%	3%	1%	5%	27%
中学生 ～18歳	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	5%	2%	1%	2%	19%
18歳 ～64歳	0%	0%	2%	0%	2%	6%	3%	11%	9%	2%	12%	48%
65歳 以上	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%
総計	1%	3%	3%	4%	5%	10%	10%	22%	14%	5%	23%	100%



8) 5時間以上で利用する頻度

利用時間について「5時間以上」と回答した方について、5時間以上利用をする頻度については、「年に数日」は41名、「週1回」は35名、「月に2～3日」は33名であった。

表14 5時間以上で利用する頻度

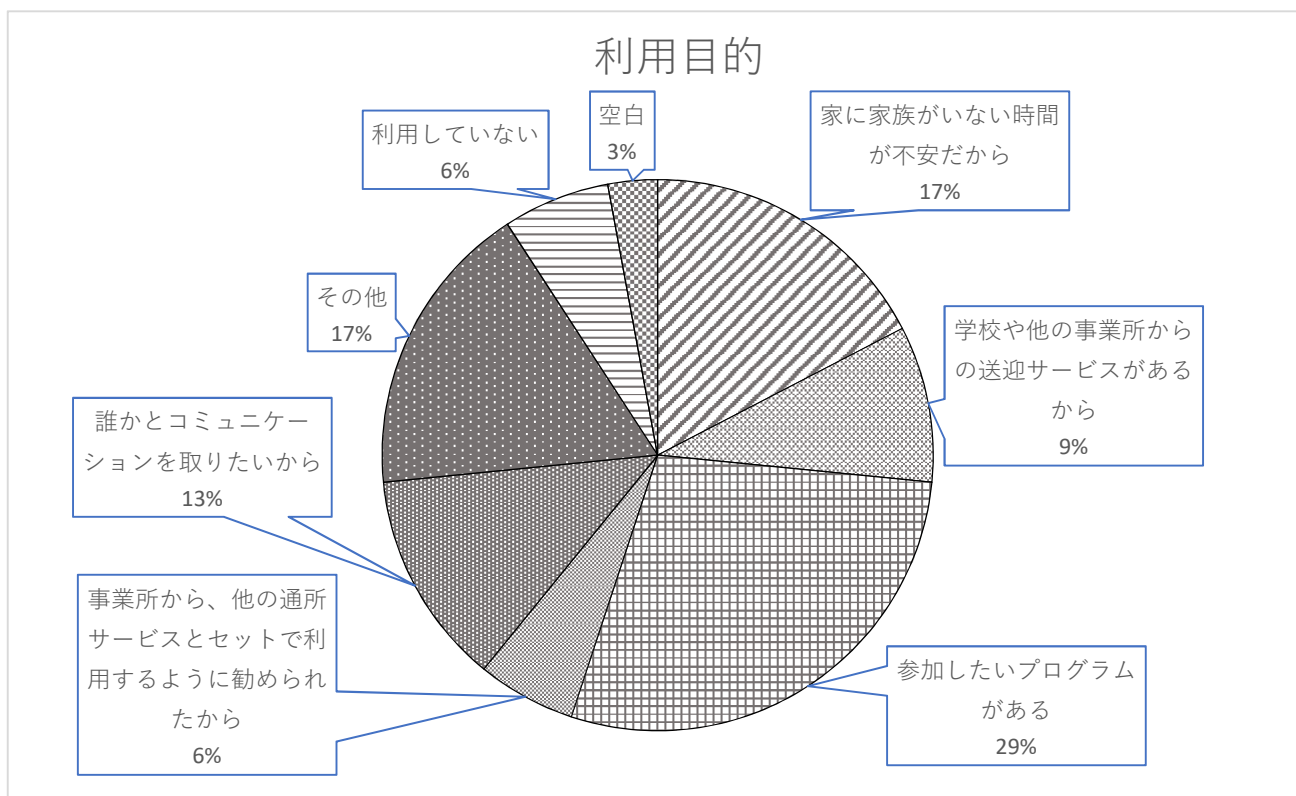
区分	毎日	週4-6回	週2-3回	小計	週1回	月に2-3日	年に数日	小計	利用なし	空白	総計
未就学	0	0	1	1	2	0	1	3	3	4	11
小学生	0	0	5	5	5	14	13	32	8	10	55
中学生～18歳	0	1	4	5	8	5	10	23	7	5	40
18歳～64歳	1	5	16	22	20	14	17	51	11	15	99
65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
総計	1	6	26	33	35	33	41	109	29	36	207

9) ①利用目的（回答は1つのみ）

利用目的について、最も多かった回答は「参加したいプログラムがある」が29%であった。次いで、多い回答としては「家に家族がいない時間が不安だから」が17%であった。

表15 利用目的

区分	家に家族がいない時間が不安だから	学校や他の事業所からの送迎サービスがあるから	参加したいプログラムがある	事業所から、他の通所サービスとセットで利用するように勧められたから	誰かとコミュニケーションを取りたいから	その他	利用していない	空白	総計
未就学	2	1	1	0	2	3	1	1	11
小学生	9	6	17	5	3	12	3	0	55
中学生～18歳	6	5	13	5	5	4	2	0	40
18歳～64歳	19	7	26	2	16	17	7	5	99
65歳以上	0	0	2	0	0	0	0	0	2
総計	36	19	59	12	26	36	13	6	207



②利用目的（自由記述）

[未就学]

- ・通常の幼稚園や保育園に受け入れがなく、家族以外の人と唯一関われる場所だから

[小学生]

- ・学校の行事で送迎が不可能であるため、事業所と連携し、対応する必要があるため。
- ・家族(親や兄弟)のレスパイトのため

[18歳～64歳]

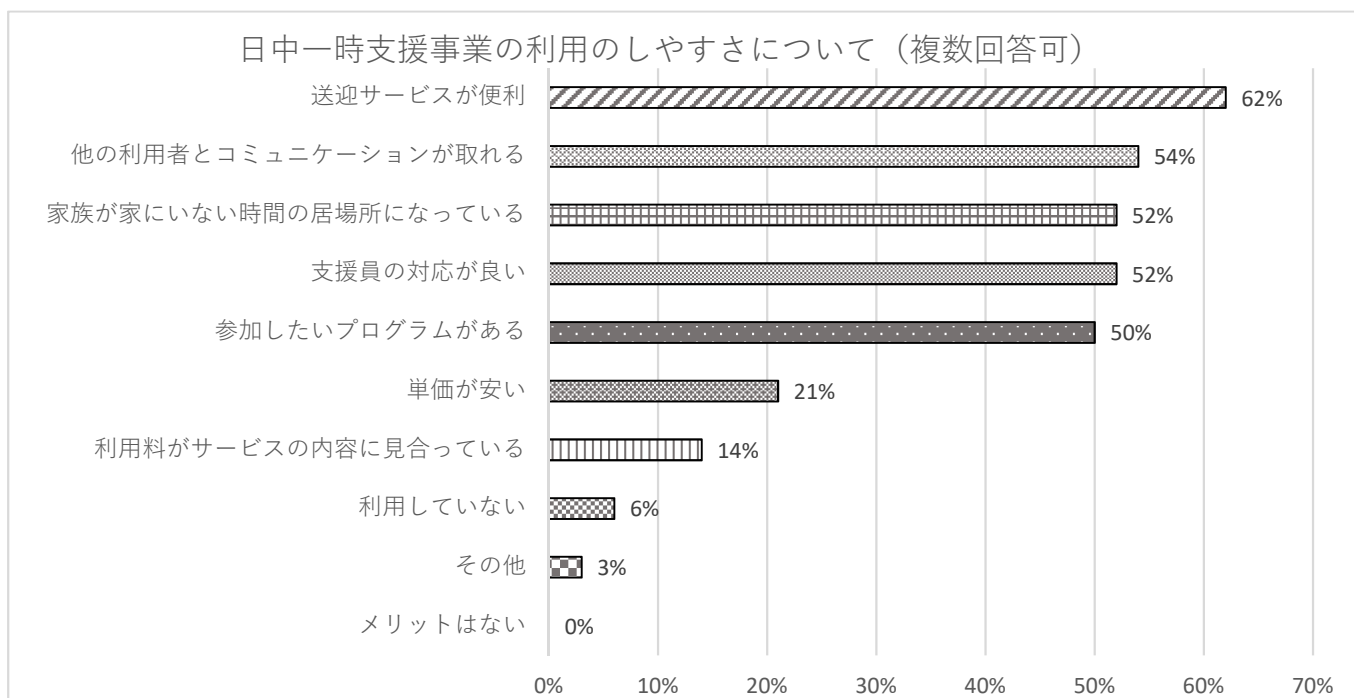
- ・排泄の介助や問題行動も多く、常に見守りが必要。家庭では主に母親1人で介助することが多く、他のことに手が回らなくなるため。
- ・父親が介護状態で母親が大変なので利用している

10) ①利用のしやすさ(複数回答可)

日中一時支援事業の利用のしやすさについて、最も多かったのは、「送迎サービスが便利」で62%であった。次いで、「他の利用者とのコミュニケーションが取れる」が54%、「家族が家にいない時間の居場所になっている」が52%、「支援員の対応が良い」が52%であった。

表 16 利用のしやすさ

区分	単価が安い	参加したいプログラムがある	家族が家にいない時間の居場所になっている	他の利用者とのコミュニケーションが取れる	送迎サービスが便利	利用料がサービスの内容に見合っている	支援員の対応が良い	その他	利用していない	メリットはない
未就学	2	3	2	1	6	2	6	0	2	0
小学生	12	28	32	5	37	8	29	1	2	0
中学生～18歳	9	22	22	27	26	7	21	1	0	1
18歳～64歳	20	49	52	23	58	12	50	5	8	0
65歳以上	0	1	0	55	1	0	1	0	0	0
総計	43	103	108	111	128	29	107	7	12	1



②利用のしやすさ (自由記述)

[小学生]

- ・放デイでは利用時間が限られており、併用して使えることで勤務時間を長くできている
- ・放課後デイサービス利用の前後に利用している。

[18歳～64歳]

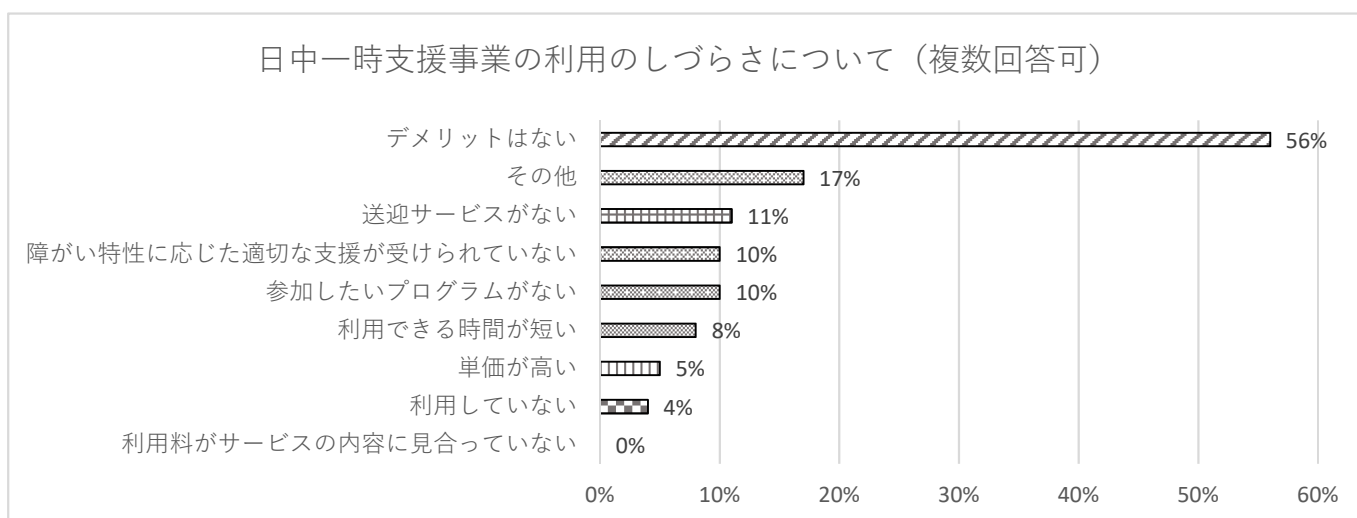
- ・将来的に少しでも自立出来るように。
- ・自宅に近いので、一人で事業所へ行ける。

11) ①利用のしづらさ（複数回答可）

日中一時支援事業の利用のしづらさについて、「デメリットはない」と回答した方が最も多く、56%であった。次いで、「その他」と回答した方が17%であった。

表 17 利用のしづらさ

区分	単価が高い	参加したいプログラムがない	利用できる時間が短い	利用料がサービスの内容に見合っていない	障がい特性に応じた適切な支援が受けられていない	送迎サービスがない	その他	デメリットはない	利用していない
未就学	1	2	1	0	3	3	3	2	1
小学生	4	2	6	0	5	10	8	4	2
中学生～18歳	4	7	4	0	3	5	4	31	1
18歳～64歳	1	9	5	0	9	4	20	20	5
65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	58	0
総計	10	20	16	0	20	22	35	115	9



②利用のしづらさ（自由記述）

[未就学]

- ・リハビリの時間が少ない
- ・予約がとれない

[小学生] [中学生～18歳]

- ・重度自閉症児の運動する場がすくない。体育館等解放デイがあると嬉しい。
- ・日曜日に利用できる先がない
- ・人数がいっぱいで、なかなか預けられない

[18歳～64歳]

- ・休日は予約がとれない。夜8時までしか利用できず、その後はショートステイになってしまう。医療ケアがあり、対応可能な事業所が限られる。休日は看護師がおらず利用不可なところもある。

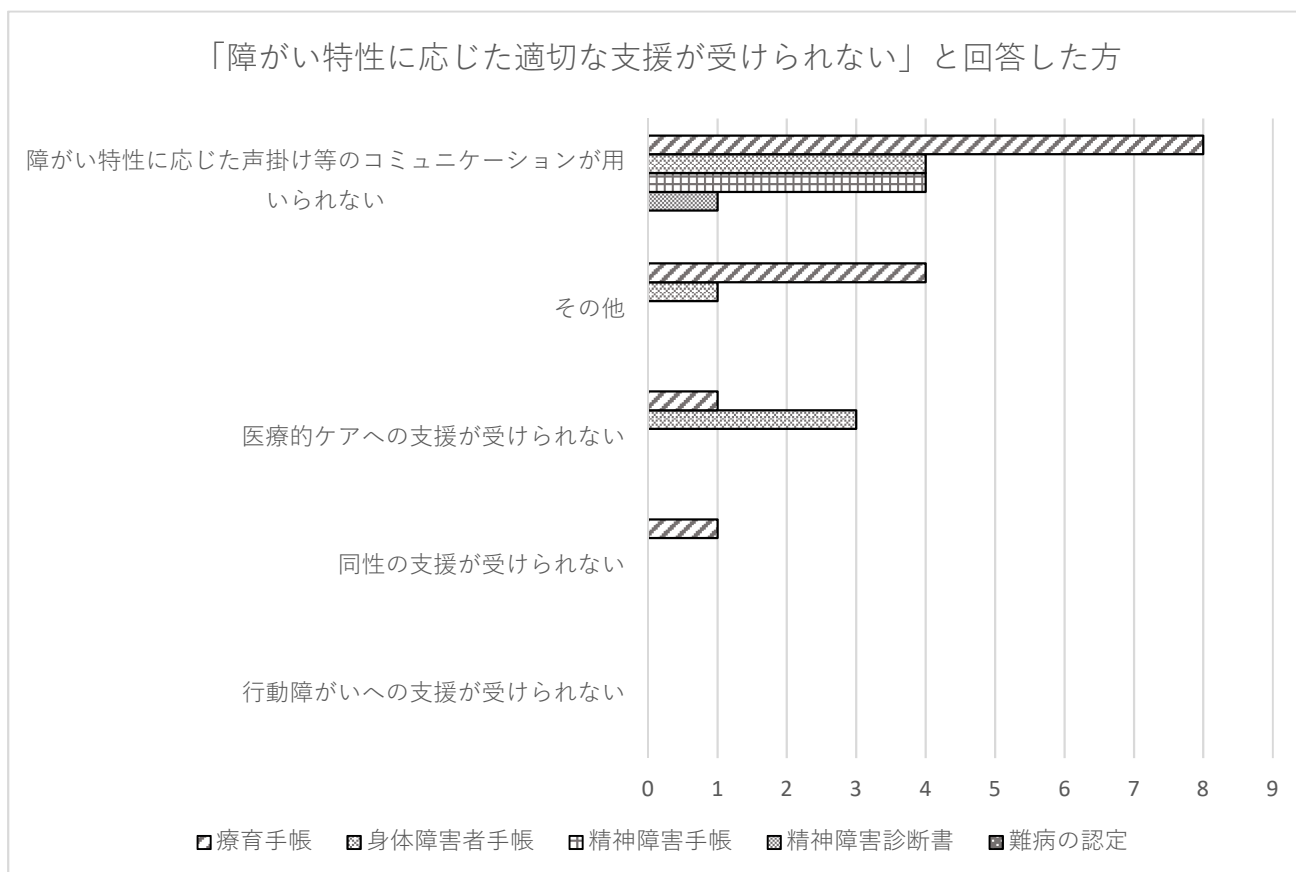
12) ①障がい特性に応じた適切な支援が受けられない（回答は1つのみ）

利用のしづらさの質問において、「障がい特性に応じた適切な支援が受けられない」の具体的な内容は「障がい特性に応じた声掛け等のコミュニケーションが用いられない」が最も多かった。所持している手帳の種類別では、療育手帳が最も多かった。

また、「医療的ケアへの支援が受けられない」と回答した方が4名いた。

表 18 障がい特性に応じた適切な支援が受けられない

区分	障がい特性に応じた声掛け等のコミュニケーションが用いられない	行動障がいへの支援が受けられない	医療的ケアへの支援が受けられない	同性の支援が受けられない	その他	総計
身体障害者手帳	4	0	3	0	1	8
精神障害診断書	1	0	0	0	0	1
精神障害手帳	4	0	0	0	0	4
療育手帳	8	0	1	1	4	14
難病の認定	0	0	0	0	0	0
総計	17	0	4	1	5	27



②障がい特性に応じた適切な支援が受けられない（自由記述）

[18歳～64歳]

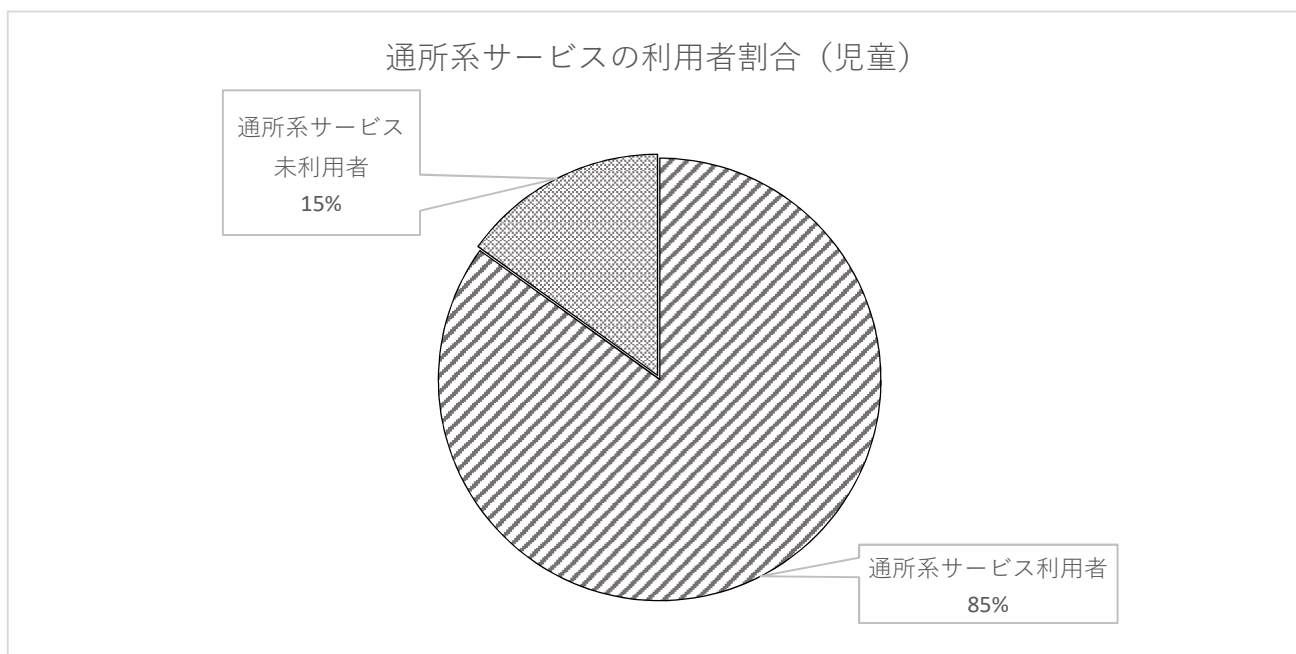
- ・身体と知的の重複障害の特性を理解してもらえない事業所でないと支援が受けられない。

13) 通所系サービス利用者（児童）

日中一時支援事業の利用者の中で、「放課後等デイサービス」「児童発達支援」「短期入所」も併用しているかについては、通所系サービスを利用している方は全体の85%であった。

表 19 通所系サービス（児童）

区分	法定サービス利用者	法定サービス未利用者	総計
未就学	10	1	11
小学生	51	4	55
中学生～18歳	29	11	40
18歳～64歳			
65歳以上			
総計	90	16	106
割合	85%	15%	100%



※「短期入所」のみを利用している方については、通所系サービス利用者に含まない。

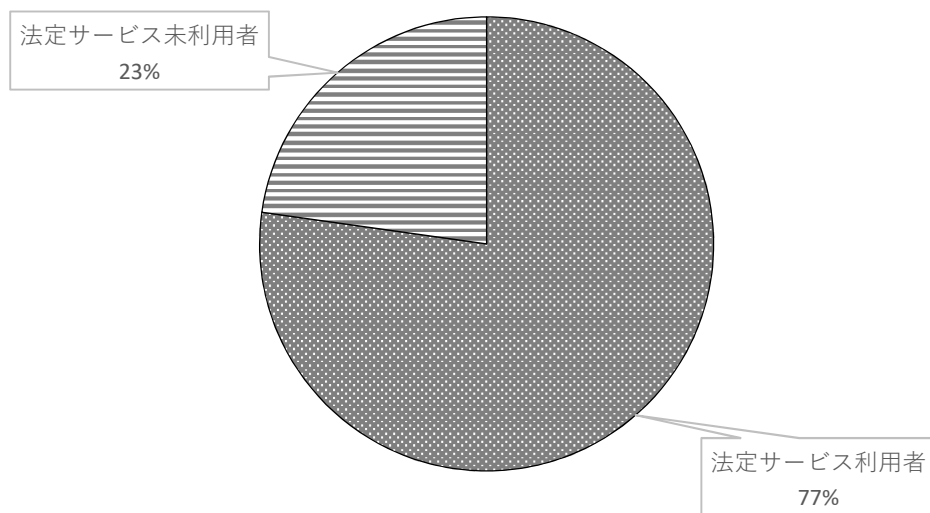
14) 通所系サービス利用者（成人）

日中一時支援事業の利用者の中で、「生活介護」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「短期入所」も併用しているかについては、通所系サービスを利用している方は全体の77%であった。

表 20 通所系サービス（成人）

区分	法定サービス利用者	法定サービス未利用者	総計
未就学			
小学生			
中学生～18歳			
18歳～64歳	78	21	99
65歳以上	0	2	2
総計	78	23	101
割合	77%	23%	100%

日中活動系サービスの利用者割合（成人）



※「短期入所」のみを利用している方については、通所系サービス利用者に含まない。

1 アンケートの概要

1) 目的

事業開始から18年が経過した日中一時支援事業について、今後、現在の地域の実情やニーズに合った事業が実施できるよう、事業者からご意見、お考えを伺うため、アンケートを実施した。

2) 対象

日中一時支援事業を実施している事業者

3) 期間

令和7年5月30日から令和7年6月20日まで

4) 実施方法

ちば電子申請サービスを使用した。また、日中一時支援事業事業者に対して個別通知した。

2 アンケートの結果

1) 回答数

有効回答数は、19件であった。(回答率 86.4%)

2) 回答内容

①.定期的に長時間利用（平日5時間以上、休日8時間以上）をしている利用者については、以下のとおりとなった

質問1	日中一時支援事業において、定期的に長時間利用（平日5時間以上、休日8時間以上）をしている利用者はいますか？	
回答	あり	なし
小計	14	5

②-1.長時間利用者の理由については、以下のとおりとなった（複数回答可）

質問2	その利用者はどのような理由で長時間利用をされているのか、具体的に教えてください				
回答	単価が安い	参加したいプログラムがある	家族が家にいない時間の居場所になっている	その他（自由記述）	該当なし
小計	1	4	10	8	3

②-2. 長時間利用の理由（自由記述）

- ・本人がゆっくり過ごせる場所になっている
- ・事業概要に沿う居場所づくり、及び生活の質向上のためイベント時に長時間になることが年に数回ある
- ・グループホーム利用者の休日の居場所。他に行く場所がないために利用される居場所
- ・地域に他に居場所がなく、家にいるよりも楽しいからという理由でご利用される方、イベント等の参加やお友達と会えることを楽しみに利用している方がいる。他に居場所があれば、サービスを利用する必要のない障害支援区分が低い方、自立している方もいる。

③-1 規則改正案についての意見は以下のとおりとなった

	あり（下記自由記述）	なし
回答数	11	8

③-2 規則改正案についての主な意見

- ・サービス等利用計画との整合性の確認を持たせた上での支給決定をすとか、相談事業所に計画との妥当性を評価させるなどすればよいのではないか。
- ・4時間以上の利用を受けない事業者が増えると思う
- ・事業者の受入れが変わると思うので、利用者の生活が激変しないような制度運用を事業者側も考えるべき
- ・日中一時支援事業のあり方について、目的（障がい者又は障がい児の日中における活動の場を確保することにより、障がい者又は障がい児の家族の就労を支援し、及び障がい者又は障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を促す）や内容（障がい者又は障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業の一環として提供されるサービスであって、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者又は障がい児に、活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行う）を改めて整理する必要がある
- ・重度障がいがある方のほうが長時間利用していること傾向にある
- ・市内の他の資源（例えば、移動支援や行動援護、居宅介護支援等）を利用できるサービス事業所が市内で充実させることを同時に行った方がよい